

平成26年第1回基山町議会（定例会）会議録（第2日）						
招集年月日	平成26年3月3日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成26年3月4日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成26年3月4日	14時25分	議長	鳥飼勝美	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	神前輔行	出	7番	後藤信八	出
	2番	久保山義明	出	8番	大山勝代	出
	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
	6番	重松一徳	出	13番	鳥飼勝美	出
会議録署名議員	12番	松石信男	1番	神前輔行		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田しのぶ		(係長) 藤田和彦		(書記) 友野紘香	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一	こども課長	内山十郎		
	副町長	田代正好	健康福祉課長	熊本弘樹		
	教育長	大串和人	農林環境課長	松雪靖弘		
	総務課長	酒井英良	まちづくり推進課長	天本正弘		
	企画政策課長	木村司	会計管理者	天本政人		
	財政課長	城本好昭	教育学習課長	原博文		
	税務住民課長	鶴田勝美				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第1 | 第1号議案 | 基山町青少年問題協議会設置条例の制定について |
| 日程第2 | 第2号議案 | 基山町社会教育委員条例の制定について |
| 日程第3 | 第3号議案 | 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正について |
| 日程第4 | 第4号議案 | 三神地区環境事務組合規約の変更に係る協議について |
| 日程第5 | 第5号議案 | 平成25年度基山町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第6 | 第6号議案 | 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第7 | 第7号議案 | 平成25年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 第8号議案 | 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第9 | 第9号議案 | 平成26年度基山町一般会計予算 |
| 日程第10 | 第10号議案 | 平成26年度基山町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第11 | 第11号議案 | 平成26年度基山町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第12 | 第12号議案 | 平成26年度基山町下水道特別会計予算 |
| 日程第13 | 報告第1号 | 基山町土地開発公社の事業報告について |
| 日程第14 | | 委員会付託 |

～午前9時30分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これから直ちに開議します。

まず、町長より昨日の町政報告について訂正の申し出があっておりますので、許可いたします。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。もう冒頭より訂正、おわびということでございます。申しわけございません。

きのうの町政報告の中で、私、2カ所誤った発言をいたしておったという指摘をいただきました。訂正をさせていただきます。

1点目は、中学校エアコン設置工事の中で、業者名を「水田設備」と申し上げるところを「水田建設」と言ったということでございます。

それから2点目は、図書館等建設関係のところ、「基本設計」と申し上げるべきところを「基本計画」と誤ったということでございます。訂正し、おわびを申し上げます。どうもありがとうございました。

日程第1 第1号議案

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、日程第1. 第1号議案 基山町青少年問題協議会設置条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○6番（重松一徳君）

第1号議案に対して質問いたします。

今回の第1号議案は、地方分権に伴う義務づけ・枠づけの見直しという部分、これは第1号議案、第2号議案、それぞれですけれども、まず1つは青少年問題協議会、私もどういう組織かなということで少し調べていましたけれども、なかなかわかりません。補導員さんが毎日みたいに朝の通学時間帯も見回り等されていますし、日ごろ活動しているのは承知しておりますけれども、この青少年問題協議会がどういうふうな活動をしているのか、事例をまず紹介していただきたいというふうに一つは思っています。

それから、これは報酬等も支払われているわけですが、報酬を支払った実績が過去あるのかなというのも思っています。報酬を支払われていないということは、過去活動が全くされていないということにもなりますけれども、この辺説明をお願いいたします。

それから2番目は、今回条例で組織、第3条が変わりました。今回までは専門委員は関係行政機関の職員及び学識経験者がある者のうちから町長が委嘱するというふうになっていましたけれども、先ほど言いました義務づけ・枠づけの見直しで、資格要件の廃止ということもあって、今回、3条の3で(1)から(7)のように社会福祉の関係者から7番の教育長まで具体的に関係者の名前といいましょうか、団体名が挙がっております。なぜこういうふうにされたのかというのが2番目です。

それから3番目に、私も少し調べていましたら、これは地方青少年問題協議会法という法律がありまして、それに基づいて基山町も青少年問題協議会を設置しているわけです。地方青少年問題協議会法の中には、第3条第3項で「委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験者がある者のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。」というふうになっています。きちっと地方公共団体の議会の議員というふうに挙がっているわけです。それに伴って、ほかの市、町、県もそうですけれども、議員がメンバーの中に入っていると。鳥栖も今入っています。今回は当然、これは先ほど言いました義務づけ・枠づけの見直しでもありませんから、今回からは外されるかもしれませんが、現在は入っていると。しかし、基山町は過去、この協議会の中には議員は入っていませんでした。国がこういうふうに、あえて地方公共団体の議会の議員というふうに書いていたのをなぜ基山町は入れていなかったのかと。私も過去の資料等を見ましたけれども、わかりませんでした。

この青少年問題協議会は、町長の私的な諮問機関ではないと思うんですね。諮問機関は諮問機関ですが、法律に基づいた諮問機関と。そうすると、その中で国のほうが議会の議員というふうにしたのをなぜ今日までしていなかったのかという、この3点についてまず質問いたします。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

重松議員の御質問に対してお答えいたします。

まず1点目、協議会の活動はどうだったかということでございますけれども、現在この協

議会は実態的には活動いたしておりません。報酬も支払いはされておりません。実際の実働といたしましては、補導員会並びに合同補導員会というようなことで、活動そのものは行われておりますけど、その上部となります問題協議会といいますか、そういう会議は現在のところされていない実情でございます。大きな問題が発生したときには、当然こういう協議会が必要だというふうに思っておりますけれども、長年活動の実態がないことでございます。

それから、3条の組織を具体的に挙げたということの理由でございますけれども、今回やはり青少年問題というのが非常に重要なテーマであろうと思っておりますので、新たに再整備すべきだと、この法改正をもとに考えましたので、しっかりとした委員の位置づけといいますか、そういうものを明示したほうが町民の皆さんにもわかりやすいんじゃないかということでも明示しております。

それに、議会の議員と従前はあったんですけれども、今回、条例の全部改正に当たりまして組織の中に挙げておりませんけれども、これは特段議員を外したという意図はありませんけれども、議会と町との関係の中で、ほかの委員会あたりが余り入らないほうがいいだろうというようなことを聞いたことがあったものですから、今回、委員の中には入れさせていただいておりません。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

まず、第1点の具体的活動、実態がなかったということですね。実態があれば必ずこれは報酬が出ますから、私もこう過去を見ていれば報酬がほとんど払われていないということは実態がなかったんだろうというふうに思いますけれども、補導員さんは、これは活動されていますね。一つ、この組織の中で、青少年問題協議会の中で、補導員さんの位置づけ、どういうふうな位置づけをされていたのかと。当然、第5条で協議会に青少年を直接指導、育成するために補導員を置くと、10名ということで、今10名の方が各担当を、受け持ち区といたしましょうか、持ちながら、それ以外にもですけれども、基山町内で活動されておりますけれども、そうすると、一体何のためにこの青少年問題協議会があったのかというふうになりますよね。だから、どういうふうな位置づけだったのかと、この補導員さんが。これをまたひとつお願いします。

それから、組織ですね、今まで活動が、実態がなかったけれども、この青少年問題は大変難しい問題、いろんな問題がある中で、新たに再生もすべきだと思ってしたと。じゃ、どこに基山町のこの青少年問題があると、どういう問題があると思うのかと。そして、なぜ今回こうして、国の法律も変わるからということもあって、新しく条例の見直しもするというふうに言われていますけれども、どういうふうに具体的に再生をしていくのかと。その中で、この1番目から組織の中の3条の3(1)の社会福祉の関係者から7番目の教育長まで、これは全て関係者や団体なんですね。公募してそこの中に入れてもらうとか、青少年、例えば、学校の関係者とか教育関係者もありますし、青少年健全育成の関係者もありますけれども、関係者ですね、一般公募をしているわけではないんですね。だから、そういう面からすると、この団体の中に今まで議会が入っていたのは、そういうふうに各関係団体部分で過去議会も、国のほうはですよ、入れてもいいんですよというふうになっていたと思うんですね。先ほど従前基山町の議会は、議会そのものが、議員そのものが入っていなかったんですね、前から。私も見たけれども、入っていなかったと思うんですね。いや、入っていましたよということだったら、また説明をお願いしますけれども、その辺がどうなのか。

それから、3回しか質問できませんので、ここで聞きますけれども、この第3条の3の中の(3)青少年健全育成の関係者、ほかの関係者とかは大体わかるんですね。社会福祉の関係者とか社会教育の関係者かど。青少年健全育成の関係者というのは具体的にどういう人なのか。例えば、県民会議、健全育成町民会議がありますし、子供クラブがありますし、PTAも入るのかなというふうに思いますけれども、どういう人を指すということでこれはなっているのか、これについて説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

補導員の位置づけでございますけれども、従前の中には第4条におきまして、青少年を直接指導、育成するために補導員若干名を置くことができるというような条文で設置をいたしておりますが、今回、新たに補導員を第5条で規定いたしましたので、補導員の設置要綱を現在作成しながら、きちっとしたそういう補導員会といいますか、補導員さんの位置づけを規定していきたいと思っております。

それから、現在、青少年に関する問題と申しますか、どこにそういう問題があるのかとい

うこと一つ一つの具体的な事例はわかりませんが、やはり犯罪の低年齢化、それから、携帯電話とかインターネットによる犯罪の多発とか、そういったものがいろいろ深刻な社会問題を引き起こしておりますので、そういった問題を基山町でどう対応していくのか、やはり町全体として、ただ補導員の下部組織だけじゃなくて、町が一体となった考えを検討すべきじゃないかということでございます。

それから、委員の一般公募についてでございますけれども、現在考えております委員が、第1号につきましては社会福祉の関係者といたしまして、民生委員・児童委員協議会の代表者の方、それから第2号といたしまして、社会教育の関係者は基山町社会教育委員会の代表者、それから第3号といたしまして、青少年健全育成の関係者は町民会議ですね、青少年育成町民会議の代表の方を考えております。それから第4号学校教育の関係者といたしましては、学校長、それからPTAの関係者を考えております。それから第5号といたしまして、佐賀県警の警察官、それから、これは鳥栖署の生活安全と申しますか、青少年育成の管轄の生活安全課の職員さんを考えております。それから、地元に着した基山交番の交番所長、それから第6号といたしまして、補導員の代表といたしましては補導員会の会長さん、それから第7号は教育長ですので、教育委員会の教育長を考えております。

そして、それぞれの公務員につきましては違いますけれども、民生・児童委員とか、社会教育委員とか、町民会議の委員さんは一般の方から選ばれた方でございますので、そういった青少年育成に非常に関心があるといいますか、重要なかわりを持たれた一般の方ということで、一般公募という形じゃなくて、そういう形でしたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

今言われた部分をトータルすると結構な数になるのかなど。若干名というふう書いてありますけれども、これは予算の関係も出てくるんですね。例えば、年に1回、2回、今から先やっぱり再生して活動していくために会議を開くんだと。そうすると、これは何名の委員さんを具体的に出されるのかと。そして、これは予算の関係もあるんですけどもね、年に何回会議するのかとか、この辺お願いいたします。

それから、先ほど言いました(3)の青少年健全育成の関係者、正式には健全育成町民会議ですか、基山町青少年（発言する者あり）青少年健全育成町民会議の関係者、私もいろいろ

調べてみると、組織は、活動されているのは当然知っています。意見発表会なり、あと合宿しての活動なり、いろんな活動をされているのは知っていますけれども、その組織の実態と
いいでしょうか、規約といいでしょうか、どうなっているのかというのが私も調べたけど、
わからなかったんですね。何も載っていません。なぜかという、私の地元の7区でも町民
会議のメンバーを出すんですね。子供クラブの会長、子供クラブの副会長。子供クラブの会
長がそのまま町の子供クラブにも入ります。子供クラブの副会長が町民会議のメンバーにな
るといふような形でずっと今日まで来たんですね、7区はですよ。だから、1年交代でず
とかわってきたんですね。だから、町民会議の活動をされているのは知っていますけれども、
町民会議がどういうふうな組織なのかというのを実はちょっと私もわからないんですね。こ
の辺、わかっている部分があったら説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

まず1点目の協議会の委員の人数ですけれども、大体10名以内ということで考えておりま
す。会議の回数は年度当初にその年間の方針なり、そういうとを話し合うということで1回
を予定しております。また、臨時に開かなければならないときには、緊急を要する場合は開
くこともあると思いますけれども、定例的には1回というふうに考えております。

それから、青少年育成町民会議という組織でございますけれども、先ほど重松議員が言わ
れたように、各区からそういう関係の方を1名出していただいて、全体でまたほかの団体、
民生委員会とか、いろいろ子供クラブとかありますけど、約50団体ぐらいあったかと思いま
す。その集合体として町民会議というのを結成いたしております、青少年育成の市町と
か、それから、夏季合宿とか、通学合宿とか、いろんな青少年の健全育成に携わる事業を行
っております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ちょっと全体的なことからまずお尋ねします。

先ほどもありましたように、これは第1号議案、第2号議案にかかわることですけれども、

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、これで大体もう第3次見直し関係、第4次見直し関係、出尽くしたのかどうか、これは副町長もしくは総務課長で構いません。

それと、先ほど教育学習課長が答弁の中で、実態はないんだと。ただ、大きな問題があるときには開会をする可能性がある。その大きな問題の具体的な例、こういったときにこれが開会されるのか、お尋ねします。

あと補導員ですね、補導員の方の実際の人数、現在何人なのか。それと、これは公開をされているのか、氏名の公開はされているのか。で、長い方で何年ぐらい補導員をされているのか、このあたりをお尋ねいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今回、第3次一括法によって地方分権が推進されておりますけれども、国の考え方としては第4次をまた法案として、閣議決定して出すというような方向でして、国の考えとしては、やはり地方分権は常に進めていくというような考えがございますので、また今後一括法かどうかということとはちょっとわかりませんが、そういった方向でいくというふうには考えております。（発言する者あり）今おりにてきている分については、条例改正は終わっております。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

大きな問題というか、定例的には年1回を考えておまして、大きな問題が起きたときには臨時にでも開催をしたいということでございますが、こういったことが考えられるかということでございますけれども、そうですね、想定のことではございますけれども、大きないじめ問題で社会的な影響があるような事件が起きたというような事例だと思います。

それから、補導員の人数でございますけれども、現在10名で活動されております。年数がどれくらいかということでございますが、長い方であれば10年以上されている方もおられると思います。ボランティアによって、年間の報酬はございますけれども、早朝から、夏休み期間中は夜の見守りとか、そういうことで活発に活動していただいております。

以上です。（発言する者あり）氏名は、広報等で写真つきでたしか公開していたと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

じゃ、この一括法についてちょっと1点だけ。

第4次が次におりてくる可能性があるということでしたけれども、以前ですね、都市公園の関係で、10分の1がやはり上位法があるからそれは変えられないんだという答弁がありました。町の方向性として、地域の自主性及び自立性を高めるための改革なんですよね。でも上位法がある以上は、その範疇を超えることができないのかどうか。それとも、いや、それを超えてまでもその地域に必要であれば変えていくということは考えてこれから改正をされていくのかどうか、その点をお尋ねいたします。

あとちょっと補導員さんの関係なんですけれども、今回新たに第5条で補導員の要綱ができました。「補導員の任期は、2年とし、町長が委嘱する。」とあります。これは再任を妨げないという文字がありませんが、今回からもう2年で随時かえていくということによろしいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

地方分権一括法で法律が改正されて、その改正分については自治体のほうで自主性に基づいて変えることは可能だと思います。ただ、基本的にその法律で決められたことは上位法優先という基本的な考え方がありますので、それはちょっと超えることはできないと思いますけど、そのほか、今、地方分権によって義務づけとか枠づけとか、そういうのは撤廃されていますので、そういうことで撤廃に沿って自主的に変えることは可能だというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

補導員さんのことでございますけれども、第4条の2項で「補導員は、町長が委嘱し、任

期は2年とする。」ということを、今回は第5条第2項及び第3項で「補導員は、10名以内で組織する。」、これはもう新設ですね。それから、「補導員の任期は、2年とし、町長が委嘱する。」ということで改正いたしておりますけれども、再任につきましては、別途補導員の設置要綱でまた詳しく設定いたしますので、その中で再任を妨げないというふうな条文を入れることで今検討しております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

この条例の中で、「委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。」という文言がありますよね。それとの関連性はないということですね。補導員は補導員で別途その要綱をつくるということだと思いますけど、それは今までもなかったんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

今までそういう補導員を規定する要綱がありませんで、この条例の第4条だけしかございませんでした。今回は青少年問題協議会設置条例ですので、そういった整備については、一応補導員さんについてはそういう下部組織をつくるんだよという規定は設けますけれども、補導員さんの細かい部分については別途設置要綱において規定いたしたいと思っております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

協議会ということの性格でありますので、次に掲げる事務を行う、大変大きな青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策ということで、ここにも書いておる項目は非常に大きな項目なんですけど、必要な重要事項を調査審議すること、その他連絡調整を行うことということで、これは総合的施策を審議して、決定はどこがするんですか。教育委員会ですか。そういう意味で、この協議会は教育委員会の諮問機関になるんですかね。それが1点と、先ほど年に1回と、大きな問題が起きれば臨時ということではありますが、この協議会という、いわゆる協議する、話し合うという組織で、大きないじめの事件とか、それから暴走族が駅

前でもうたむろして何ともならんというような、基山町として社会的な問題が起きた場合に、この組織で対応できるんですか。実際はどこがそういう大きな問題やったら、教育委員会ですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

今回のこの所掌事務につきましては、大きな問題ということで、この会議の中で重要事項を決定していくわけですけれども、会長は町長ということで、町全体のそういった青少年問題の対策、方向性あたりを決定していくということでございます。実際の暴走族の取り締まりとか、そういうふうな形になりますと、当然治安機関といいますか、この中に警察関係者もございますので、その辺を連携しながら、取り締まり部門は取り締まり部門、未然防止といえますか、そういう部門につきましては、学校教育とか、社会教育とか、そういうふうなことで対応していきたいと思います。教育委員会といたしましては、事務といえますか、所掌事務が教育学習課で行うということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

それともう1点、この1項に書いてある指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立という、このようなことが新たに今回の協議会の設立をもって取り組もうと、総合的施策をです。現実に何かとりあえず考えていくんですか。これはとりあえず書いておるだけで、実際は補導員さんが動いて、今までどおり、実働としては補導員会がこの問題に取り組んで、要は今まで何も実働していなかった組織ですから、今後、本格的にこういうことに取り組むということの決意のあらわれの協議会ですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

実際、改正前におきましても、この所掌事務は内容的に変わっておりませんので、本来こういった問題が起きた場合は、これまでも当然取り組むべき事項であったと思っております。

補導員さんにつきましては、実際の実務の活動でございますので、こういった大きな問題

を補導員さんに任せることなく、町が責任を持って関係機関と連携強化していかなければならないという立場を今後はやはり再認識いたしまして取り組んでいこうということで、今回の条例制定に当たりましては、改めて事の重要性を再認識するというところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

1つだけお聞きします。

第2条の2項の協議会は関係行政機関及び関係団体に対し、意見を述べるができるというふうになっておるわけです。例えば、小・中学校でいじめ、自殺が起きた場合、しかし、いじめによる自殺なのかなんかはっきりしないといろいろありますよね。そういう場合について、この青少年問題協議会で協議すると、そして、具体的な施策というかな、対処というか、そういうことになるんですか。

それともう1つは、意見を述べるができるとなっているわけですが、関係行政機関はわかるんですが、関係団体に対して意見を述べるということは、これはどういうことですかね、関係団体というのは。その2つをお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

いじめ等に起因する自殺等が起きた場合には、別途調査委員会を第三者委員会も含めて立ち上げて、それは別の方向できちんと調査をするということは、これからまたいろんなことで提案をしていかなければならないと思っております。第三者委員会についてはきちんと国の決めた基準でありますとか、そういうものがありますので、学校のさっき指摘されたものに対しては、この協議会ではなくて、調査委員会をきちんと立ち上げたところで、もちろん第一義的には学校がやりますけど、その後、第三者委員会できちんと客観的なことが担保できるような調査をすることを考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

関係団体に対して意見を述べるができるということでございますけれども、先ほども

ありました暴走族とか、そういうことであれば、やはり警察関係の機関に要請をすとか、例えば、また行政内部で、ほかの部署に関係する場合はその部署に連絡をすとか、民生委員さんの協力を得たほうがいいということであればそちらのほうにお願いをすとか、そういったことではないかと思っております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

そうすると、例えば、いじめによるいろんな問題が発生した場合は、ここでは取り扱わないということになるわけですね。

それともう1つ、関係団体というのは、警察署が関係団体に入るわけですか。何かちょっとその辺、私も関係行政機関というふうに、そっちかなというふうに思いもするんですが、関係団体となった場合は、具体的にどこの、民間団体というわけではないし、どういうのかなど。もうちょっと具体的に、例えば、基山町で例を挙げてくれんですか、関係団体という。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

申しわけございません。警察関係はやっぱり関係行政機関だと思っております。御指摘のとおりでございます。関係団体といたしましては、PTAとか、青少年育成会議とか、場合によっては自治会といいますか、区の問題の場合はそういった自治会への通知とか、そういうことが考えられるのではないかとと思っております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

皆さんがお尋ねになられましたので、1つだけ。

以前の地方青少年問題協議会法の第4条の中で、相互の連絡ということで、市町村等にこの協議会は相互に緻密な連絡をとらなければならないという文言があったんですよ。それで、比較しますと、ここの部分が全くなくて、要するに、緻密な連絡をとらなければならないと

いう文言があることによって、こういうものがあるけど開いていないというんじゃないかと、開きなさいよ、ちゃんと話をしなさいよということの強制力があつたのではないかと思うんですけど、今度の部分では全くなくて、年に1回の予定ですとあるんですけど、何もそういう言葉も一切この条例にはないんですけど、とりあえず年に1回開く予定ですけど、そういうこともないので、忙しくて開けませんでしたということもあり得るのかなという、ちょっとそこが疑問なんですけど、これを全面的に、全部を改正するという点で、この文言というか、この部分についての何か協議というか、これはやっぱり入れていこうということはなかったんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

第4条、ちょっと確認をさせてもらっていいですか。第4条は補導員の設置と旧法ではなっていますが。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

私のほうの資料で済みません。相互の連絡ということで、これは過去のもので、これを全面改定したのであろうということで聞きましたけど、その中では、4条というのは番号を外していただいても、青少年問題協議会というのは市とか、町とか、県とか、そういうところと相互に緻密な連絡をとらなければならないという文言があつたので、そういうことというのは、この全面改定をする場合に、そういう縛りがあるからこそ開かなきゃということになるのではないかと思ったものですから、年に1回とおっしゃるけれども、そういう文言も何もなしで、忙しいしとりあえず特に問題もなかったから開きませんでしたと、今まで過去になかったということを考えれば、それはあり得るんじゃないかと。だから、そういうことというのは、この条例の文言を決めるときに話に上がらなかったんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

ちょっと私の認識があれかもしれませんが、第2条の2項に「青少年の指導、育成、保

護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために、必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。」ということで、これはそのまま第1項第2号ということで、それは従前と変わっていないということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

補導員について。現在の補導員についての男女参画の立場から男女比を教えてください。

それと、今後設置されると、これから進められるということについて、青少年問題協議会の10人の中身の男女比を考えていらっしゃいますか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

現在10名の方、補導員になっていただいておりますが、女性の方はおられません。補導員という性格上、深夜徘徊とか、電車の中での指導とか、いろんな劣悪な環境といたら語弊があるかもしれませんが、非常に危険な場所での補導員活動となりますので、ちょっと適、不適の部分があると思いますので、この辺はちょっと慎重に、単純に女性の共同参画というような考え方だけではいけないものがあるかというふうに考えております。（発言する者あり）

第3条の委員の男女比ですけれども、これは各団体からふさわしい方を推薦依頼したいと思っておりますので、具体的にこれを男性にきなさい、女性にきなさいということはありません。青少年問題に対して取り組まれる適切な方を出していただけたらと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

今の課長の答弁にちょっと異議といいますか、深夜徘徊とか、そういうことのためだけに女性はできないということですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

補導員の活動内容が非常に非行防止とかということでございますので、活動の時間帯がどうしても深夜になったりしますもんですから、それが関係ないと言われれば関係ありませんけれども、その辺は今後参考にして人選を進めていきたいというふうに考えます。

○議長（鳥飼勝美君）

ちょっと担当課長、町長のほうから発言を求められています。小森町長。

○町長（小森純一君）

私も以前、もう随分前に補導員を、町の補導員もやっておりましたし、県警の補導員もやっておりました。

女性が不向きだというような課長の答弁でございましたけれども、それは必ずしもそうじゃないと。今たまたま基山町の補導員には女性はいらっしゃいませんけれども、県警の補導員とかには何人もいらっしゃいます。基山町も今、女性が2人かな、県警のほうの補導員は。そういう関係もございまして、決して女性に向かないからという、そういう考え方はちょっといかがかなと。内輪になりますけれども、ちょっと私はそういう思いを持って聞いておりましたので。これから女性もというようなことで、以前女性はいらっしゃらなかったのかな。蒲原さんあたりは町じゃなかったかなという思いは、その辺はちょっとあれですけども、決して女性が補導員に向いていないと、そういうことばかりじゃないということは申し上げておきたいと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

目標値があるわけですね。で、今おっしゃったように、不向き不向きじゃなくて、もともと男女1対1で犯罪も女性が、今、若い子供たちの犯罪も女の子もそれなりにあるし、ふえてくるはずなんですね。そういうところで、実態ゼロというのを、今の基山の実態だと私は思いましたし、今後、目標値に向けて皆さん努力してほしいと要望します。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

私、補導員を経験しております、そういう立場からちょっとお尋ねしております。

確かに補導員ですね、青少年を育成指導するんだと。町長から委嘱されてやっていくわけ

ですね。その補導員の立場、警察権もない、公務員の権利もない。どこまで指導するのか。多分、細則で決めていかれると思いますけれども、補導員の立場が明確じゃないと。どこまでなら青少年の問題に入っているのか、家族に入っているのか、そういう懸念を細則で決めてもらって、よい補導員をつくってもらいたい。今、補導員は10名いらっしゃいますけれども、地区割りとかございますか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

ちょっと手元に地区割りはございませんけれども、各17区を10人の方で地区割りをいたしまして、満遍なくカバーするような形でいたしておりますので、今後、更新に際しましては、先ほど御指摘のとおり女性の補導員もというようなことでございますので、その辺を勘案しながらやっていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

それで、補導員の立場、権利とか、その辺は町長の委嘱書、私も中を見たけど、そういうことは何も書いていないですもんね。委嘱しますと書いてあるだけで、そういう点をやってもらいたい。

今、補導員の主な仕事というのはどういうこと、日常的、夏季の休暇とかございますけれども、朝の安全パトロールとかもやるんでしょう。どういう仕事をされていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

第一義的には青少年の健全育成でございますので、非行防止、犯罪防止、そういった活動でございます。交通指導は補導員の職務には入っておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員、あと1回です。

○12番（松石信男君）

3回目ですが、もう1回ちょっとお聞きします。

さっき質問したところでの「関係団体に対し、意見を述べることができる。」という部分ですけれども、例えば、それは条例に基づく行政指導というふうな形になるわけですかね。そして、その関係団体が、いや、それはやりませんよと、それは必要ないということもあり得るのかなと。

それと、私、その行政指導というのがちょっとよくわかりません。しかし、条例ですから、法律ですからそれに基づいての行政指導という形になると思うんですよね。その辺の位置づけ、もし、それに従わなかった場合について、従わないといいますか、意見を受け入れないということになった場合とか、いろんなそういう点もちょっと心配されるわけですが、そういうことはあり得ないかもしれませんが、そういう行政指導の問題についてどうお考えですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

協議会といたしましての意見を述べるができるということでございまして、基山町長が直接こうなさいということではございませんので、若干、行政指導にはそぐわないのかなというふうに考えております。協議会として、子供たちの安全・安心を守るためにこういう決議をいたしましたので、青少年の健全育成のためにぜひお願いしますというようなことではないかというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

所管ですので、細かいところは別にして、大きなところだけちょっと1点だけ確認させてください。

青少年の問題というのは、いろんな各機関がこの基山町の中にはあると思うんですね。先ほど言った町民会議があり、それから、安全という意味では安全なまちづくりの推進であったり、いろんな各機関が連携してというようなところが非常に大切なところだと思うんですけれども、新たにというか、これから青少年問題協議会というような位置づけを、やっぱりその辺の総括的なものにするのかどうか、それから、そういうところをきちんと整理して、各機関のあり方とかも、これを契機に整理していかないと、各ところがばらばらで動いてい

たら何の問題の協議会にもならないと思うので、その辺のところの整理をする、各機関のですね、その関連を整理する気があるのかないのかだけ町長にそのお考えをお聞きします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

先ほどから議論がっておりますけれども、これは各いろいろの問題を処理していくとか何とか、そういうことじゃなくて、やっぱりその辺の有識者といいますか、関係、専門的なことをやっぱり持ち寄って、総合的にそれをまとめていくというような、そして、指揮命令と、後見的なものじゃなくて、ここに書いてありますように意見を述べると、私はそういう機関だというふうに思っておりますので、個別にどうこうというようなことでもないと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ですけど、その関連をきちんとしておかないと、みんながばらばら同じようなことをやっていたら意味もないし、ひとつ青少年の問題を扱うという意味でその辺の整理というんですか、これを契機に整理していただきたい。これは御要望ですので、御答弁は結構です。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

先ほどからいろいろ意見が出ておりますが、要は私はこの補導員ですね、確かに非行防止なり犯罪関係、特に各地区の校区の小学校、基山小学校とか中学校関係での地区懇談会とかに出ていただいておりますが、10名といえは各区から1名ずつじゃないわけですね。この人選はどうされて今日まで来たものか。

それと、町長が委嘱するというような形となっておりますが、今回、6区のほうにぜひ誰か推薦してもらえんかというように来ておりますが、任期はやっぱり3月31日ですから、その点、みんなこれ10人が一応任期ですか、3月31日が。ちょっとその点も。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

補導員の配置、人数でございますけれども、これはもう以前からもう少しふやしたらどうか、各区に配置したらどうかというような、そういう議論はあっておりますけれども、これはやっぱり安全なまちづくり推進委員会ですか、あれとはまた性格がちょっと違う、非常に踏み込まなきゃいかん部分もございます。犯罪性のあるような、そういう子供の指導というようなこともあり得るものですから、だから、守秘義務というようなもの、それも発生します。だから、ふやせばいい、数をそろえればいいというようなもんじゃなくて、やっぱり本当にその辺に気心が知れたといたらちょっと語弊がありますがけれども、そういうことの制限をしていこうというのが補導員内の考え方ではありました。私もそこに入っておったわけでございますけれども、そういう制約というのはございますので、ただ、各区にというようなことはいかがかなというふうには思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

任期は2年でございます、現在のところ4月1日から翌年の3月末日までということで更新いたしております、途中でやめられた場合は、あと残任期間ということで運用いたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

そういうことで、今回6区からというようなことで今、大体4区と6区というのですか、そういうふうな何か規定みたいなのがあるわけですか。4区か6区から1名というような形の話がありますが、そういうような地区割りとか、そういうような今までの人選関係をちょっとよかったら教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

具体的な地区割り等はございませんけれども、町内をやはり満遍なく密着した形という範囲で、従来からこういった流れで来ているのではないかと考えております。（「地区割り

もあるやろう」と呼ぶ者あり) 済みません、地区割りはありますけれども、それはどう言ったらいいですかね、規定ではっきりとして明文化した規定はないということでございます。

(「慣例としてあつとやろうもん、第何区と何区から1名、2名とって。なかね。」と呼ぶ者あり) 担当区といたしまして、13区から1名、3区、12区から1名、7区、11区から1名、管轄ですね、9区管轄が1名、16区、17区管轄が1名、4区、6区の管轄、それから3区、10区の管轄、1区、2区の管轄、5区、8区の管轄、14区、15区の管轄ということで、10名の方で割り振りをさせていただいております。

○議長(鳥飼勝美君)

林議員。

○11番(林 博文君)

そういうことであれば、やっぱりある程度地区割りで、4区の方が6区のその地区懇談会とか6区の公民館なんかにも非行防止、特に夏休みとか見回りなり、6区のほうが本当に範囲が広くて、けやき台とか本桜、あるいは高速バス停、そういうようなところの夜間の見回り関係もよくさせていただいております。なかなかこの任期が2年なり、また地区割りの中から人選をとということで、多分、区長会のほうから、さっきちょっと町長が申し上げられましたが、各区に1名ずつできないかというような要望がちょっとあったと思いますが、その点、どんなでしょうか。

○議長(鳥飼勝美君)

小森町長。

○町長(小森純一君)

先ほども申し上げましたように、そういう要望は過去にあったことはあります。しかし、さっきのように非常に踏み込んだこと、懸案があるものですから、余り数そろえてどうということじゃなくて、本当にまとまったところでやっていくべきだろうというような、補導員会のこれは内部の話といたしますか、大方の意見なんですけれども、そういうことで今までやってきたということです。その辺のところはひとつ御理解を。

それから、6区から出ておらんばいという話かもしれませんが、以前は酒井議長、前の議長あたりも補導員、私、一緒にやっておりましたから、それは適宜やっぱりそこで選んでいくということになろうかと思えます。

○議長(鳥飼勝美君)

神前議員。

○1番（神前輔行君）

ちょっとわかりにくかったので、協議会開催についてちょっとお尋ねします。

先ほど課長のほうで、年1回を定例的に開催するよう考えている、また必要に応じて協議会を開催するというふうにおっしゃられたんですけど、これは今まで活動がなかった部分で、また大きな問題、いじめ等が起きたときは、教育長はほかの委員会を立ち上げるというふうに先ほどおっしゃられていました。で、この協議会の必要性というか、年1回協議会を開いて話を協議するのにまた報酬の支払いが生じると思うんですけど、年1回何を協議するのか、必要ないのに年1回開く必要がないんじゃないかなど。今まで必要がなく活動がなかったという例だと思うんですけど、で、また問題が生じたときはほかの委員会を立ち上げるのであれば、この年1回を定例会じゃなく、必要に応じてという回答のほうがよかったんじゃないかなというふうに考えるんですけど、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

青少年のこういった大きな問題の情報交換なり、連絡調整というのをやはり必要性というのを認識しておりますので、今まで開催されていなかったから、臨時にそのときだけでいいのではないかということの御指摘でございますけれども、やはり常日ごろからそういう連携が保てるように、強制的にじゃないですけども、定例的に開くということで、各団体間、やっぱり総合的な青少年対策に問題を充実させていったほうがいいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

基本的なことをお尋ねいたします。

今まで開く必要もなかった、これからも年に1回開く予定であるというならば、今言われたように、補導員会の条例をつくるのが一番だと思うんですね。実態があるものを実態として活動進めていくということであれば、補導員会の条例をつくったほうがよりましたものができるんじゃないかと思っております。

また、こうやって新たに青少年に関して団体をつくられると、実際どこがリーダーシップをとってやっていくのか。どうも答弁を聞くと、この委員会、協議会はそういうリーダーシップをとるような組織ではないということでありながら、町長が会長でやっていくと。各種団体に意見を述べるができるというなら、これは青少年問題に関するところの上位ではないかと、どう見てもですね。ほかの団体から、子供クラブからPTAに意見を述べるとか、町民会議から学校に意見を述べるということを条文で決めているところはどこもないですよ。わざわざ条例でつくっていると、意見を述べる、審議をします。そういうことを決めていながら、どこのリーダーでもないという組織を新たにつくると。逆に深く責任の所在がはっきりせず、混迷するだけじゃないですか。そこのところはどういう認識でされているのか。これは委員会付託されるとこういう意見は述べられませんので、ここで言うておきますけれども、私の認識としては、明確なものがなければ、もう一回再考されたほうがいいのか、それとも、もう少し追加で明確な条文を出すべきじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

実際、活動の実態がなかったという厳しい御指摘でございますけれども、やはり青少年問題の事の重要性を鑑みて、この際、この条例を整備するのを機会に、きちんとした形でやっていきたいというふうに考えております。

補導員につきましては、この下部組織で実働部隊ですので、条例というよりも設置要綱という形のほうがベターじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

昨年、中学校で補導員がお見えになってですよ、イベントのとき、式があるときに、補導員の方にわざわざ来ていただいて、何か事件が起きないかということがあったですね。あれは本当に大きな問題ですよ。その後もこの協議会は開かれていないですよ。その状態ですよ、認識としては。それを今さら出されるという気持ちがわからないんですよ。それで、

今の考えであるならば、あのときに、その後でも開くべきじゃないんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

対策協議会の設置条例がその時点でもございましたので、当然大きな問題が発生したときには設置すべきであったかと思っております。今後、そういう重要性に鑑みて、真摯に対応してまいりたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第1号議案に対する質疑を終結します。

ここで10時50分まで休憩します。

～午前10時38分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

日程第2 第2号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第2. 第2号議案 基山町社会教育委員条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

第2条の委嘱の部分ですけれども、社会教育委員さんの中に、あえて学校教育、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者というふうにあります。その中で、社会教育の関係者及び家庭教育の向上に資する活動を行う者というのは、実際的にどういった方々なのか、まずお尋ねいたします。

それと、定数が15名以内となっています。実際の現在の社会教育委員さんの活動を教えてください。

それと、それぞれの分野ですね。どういった方々がなられてあるのか。

それと、主な諮問内容をお聞かせください。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

第2条の委嘱の条文ですけれども、これは文部科学省令が改正されまして、社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令ということで、第1条に、社会教育法第18条の文部科学省令で定める基準は「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する」こととするということになっておりますので、その分をそのまま準用いたしております。

実際的には現在も社会教育委員さんおられますけれども、現在のところ、保護司の代表者の方、それから元社会教育指導員をされてある方、それから文化協会の構成員の方、それから従前婦人会活動とかをされてあった方、それから保育士、元保育士で活動をされてある方、それから学校長、そういった方たちに今なっております。

活動の中身でございますけれども、たまたま今回は指定管理者の評価あたりをしていただきましたけれども、社会教育全般にわたって会議を定例的に三、四回開いておりますけれども、そのときそのときの問題について協議していただき、意見をいただいているところでございます。

以上です。（「委員数は10名」と呼ぶ者あり）現在のところ、委員数は10名でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

わかりました。委員数は10名ということですが、委員の定数は15名以内とするという、この15名の根拠、これをお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

従前の条例で15名以内ということにいたしておりましたので、今回、この部分は見直しをいたしておりません。一応従前も15名以内の中で10名の方に活動していただいております、特段支障もございませんでしたので、そのまま使わせていただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

済みません、1点だけ教えていただきたいと思いますが、第6条の委任のところなんですけれども、改正時には細則という形で規則で定めるというふうになってはいますが、これは委任として見出しつけて規則で定めるというのは削除になったというか変えられておりますが、これはどういうことでそのように提案されているのかですね。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

この分につきましては、現在、基山町教育委員会規則で特段定めておりませんので、必要ないということで、何か必要があれば別に定めるという事項にいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それは教育委員会に委任するという、見出しの委任はそういう意味ですか。委任と、細則ではなくて委任と、これがちょっとよくわかりません。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

条文の作成する様式といいますか、こういった形で別に定める事項は委任という形を使っておりますので、そういうふうな形式に沿ったということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

この第2号も第1号と同じく、義務づけ、枠づけの見直しですね。この第2号は第1号と違って、国の基準を参酌し条例で定めるということで、大きく内容的には変わっていないですね。

私が問題にしたいのは、先ほど久保山議員も言いましたけれども、じゃ、どのような、この社会教育委員には職務があるのかなど。何も職務については書いていませんね。規則でう

たっているのかなど。しかし、私も調べたら規則はないんですね。というのは、この社会教育委員のこの条例1本しかないんですね。これじゃ全くわからないと。何をこの人たちはする、結局職務があるのか、所掌事務含めてわからないというのですね。国が、例えば、社会教育法の第15条第1項に基づきというのは、第15条第1項は、これはあれなんですね、都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができるという文言なんですね。第17条には、国が定める社会教育法、この第17条には社会教育委員の職務ということできちっとうたっているんですね。そうすると、私はこの条例の中に、社会教育委員の職務をやっぱりきちっと明記しておくべきなんだというふうに1つは思います。これについてはどう思われるのか。

それから、社会教育指導員は、逆に今度は設置規則に基づいてされているんですね。これは月額で、私もちょっと見たら月額10万3,600円ですか。これは1名だろうと思いますけれども、されています。社会教育委員とこの社会教育指導員のどういう関連、日ごろどういふうなかかわりがあるのかなというところが2点目です。

それから、これは社会教育ですので、学校教育以外の部分ですね。結構幅が広いんですね。社会教育の中には、先ほど指定管理者の話がちょっと出ましたけれども、例えば図書館とか公民館、こういう部分も社会教育の一環なんですね。そうすると、現実、今、新図書館建設に向けて準備等が進んでいますけれども、そういう中で、この社会教育委員の方ほどのようなかわりを持ってされているのかと。

この3点について、まず質問いたします。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

社会教育委員の活動につきましては、先ほど重松議員が言われたとおり上位法で規定されておりますので、その内容に沿って活動していただいております。具体的に申しますと、生涯学習事業のさまざまな町で行っております行事がございます。スポーツ大会とか文化祭とか体育祭とか、そうですね、ロードレース、ふ・れ・あ・いフェスタ、いろんな事業がありますけれども、それに対する意見とか質問、そういったものにお答えしながら、よりよい社会教育、社会体育、そういったものをしていっているところでございます。

それから、社会教育指導員と社会教育委員の関係でございますけれども、社会教育指導員は、教育学習課のほうに嘱託として、週3日ぐらいですか、来ていただいておりますけれども

ども、基本としては事務局的な役割をしていただいております。社会教育委員さんは、ある程度審議をするといえますか、そういう活動に対しての御意見を伺ったりする部門でございますので、中身的には若干違うと思っております。

それから、図書館部分につきましては、まだワークショップを開いている段階ですので、こういった活動をしておりますという御紹介程度で、具体的な社会教育委員さんから中身についての審議まではちょっと至っておりません。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

そうすると、私が1点言ったのは、この条例の中に、今、基山町が今回新たに制定するという条例の中には、この社会教育委員の職務が全く明記されていないんですね。規則があれば規則の中で明記するというのも方法としてありますけれども、規則もないという形ですからね。やっぱりきちっと職務をしないと、どういう団体かもわからない。ただ、国が、この社会教育法第15条第1項で各市町村につくっていいですよと、設置することができますよというのをもとにしたただけであって、職務は何もうたわれていないんですね。基山町のこの条例の中にはですね。だから、基山町がどういうふうな目的で、この社会教育委員の条例を設置すると、この職務だけはどこかに私はきちっと明記しなければならないんじゃないのかというのが私の一番の問題点、この第2号議案のですね、というふうに思いますけれども、この辺、改正しようとか、何か訂正を含めてやろうとかいうことはありませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

今回の改正は、あくまで地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための法律の整備に関する法律が公布されまして、法による規定から条例で規定するように改正されました。これはあくまで委員の構成についての改正でありまして、この改正に当たっては参酌すべき基準というのが示されておりますので、その部分についての一部改正なんですけれども、文言のほかの条文も扱った関係で、今回、制定という形でやりましたけれども、あくまで、何といえますか、法律の改正に伴う一部改正部分というふうに認識しております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

これは当然法令審査されて、出ているだろうと思いますけれどもね。確かに今回の場合は、ただ単に枠づけ、見直し含めて、参酌してからというふうに言われましたけれども、もともとの基山町の社会教育委員の条例そのものがやっぱり不備だったんですね、もともとが。だから、今回こうして見直すときに、どこに不備があるというのも含めながらしなければ、だから、第1号議案では大きく変わったでしょう。この第2号議案はほとんど中身的には変わっていないんですね。しかし、第2号議案のほうが本来はもともと不備があったんだと私は思っているんですね。規則があればいいですよ。規則もない中で、一体この社会教育委員の方は何をするのかというのが全くわからないじゃないですか。余りにも漠然としていますよね。だから、きちっとそこは条例でうたうべきではないのかと。うたわないとすれば、別途規則できちっと職務なりをうたわないと、何のために社会教育委員があって、この人たちは一体何をするのかと。問題は、この人たちに報酬を払ってしているんですね。そうすると、私たちもそうですけれども、何をするのかわからない団体に報酬を払うんですかというふうにもなりますね。つくるというのは書いてありますよ。委嘱もありますよ。定数もありますよ。任期もある。報酬もある。基本的な職務がこの中にうたわれていないんじゃないのかというのが一番、私は問題と思っていますけれども、これは問題ないですか。

○議長（鳥飼勝美君）

総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

この条例については上位法がございますので、上位法に基づいて社会教育委員の業務が規定されておりますので、こういう条例でも問題はないというふうには考えます。

ただ、条例というのはわかりやすくするというのであれば、それを規定することはやぶさかではないとは思いますが、じゃ、これで、この条例が不備があるというふうには、その作り方もいろいろありますので、重松議員が言われるような作り方もあるかとは思いますが、じゃ、今のこの条例で不備があるというふうには考えておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

済みません、1回だけちょっと残ってましたので、そのときに追加でちょっとお聞きします。

今、この委嘱の部分で社会教育委員さんを上げていただきましたけれども、今、予算の中で、社会教育費として公民館費、公民館長報酬と副公民館長報酬を払っているんですね。この人たちはここに、本来ならば報酬を払っているわけなので、入ってきていいと思うんですよ。要するに社会教育費として公民館長に報酬を払っているんですね。これは予算委員会でもずっと以前から指摘されていたことですよ。ただ、類似施設として報酬を払っているということだったんですけれども、やはり社会教育費として払っている以上は、当然この公民館長から副公民館長もこの中に入るべきだと思いますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

それと、今、総務課長に答弁していただきましたけれども、私もこの内容ではやはり、確かに上位法ではあると思うんですけれども、もしできれば、やはり次の各号に掲げる事務を行うときちゃんと明記したほうがよりわかりやすくなるんじゃないかなと思います。そのあたりお尋ねいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

前段の公民館長、副公民館長の報酬につきましては条例がございますので、その条例に沿って支出をいたしております。

また、社会教育委員につきましては、非常勤特別職の報酬がございますので、それについて支出いたしております。当然にこちらのほうに名前を上げていいんじゃないかということでございますけれども、それについてはなっぺはいけない理由はありませんので、上げさせていただいても結構かと思えます。

それから、職務の規定でございますけれども、これは従前は基山町社会教育委員の定数及び任期に関する条例ということで、定数と任期を定めております条例でございました。今回、その部分について、委嘱の部分を国の法律の改正によって地方で定めていいんですよということで定めているわけでございますので、職務については上位法がございますので、それに沿って規定した内容で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第2号議案に対する質疑を終結します。

日程第3 第3号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第3. 第3号議案 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○6番（重松一徳君）

済みません、所管ですけれども、今度の第3号議案の放課後児童クラブ条例の一部改正、定数の見直しもしなければということで、規則等の資料を出していただきました。この規則の資料について説明をお願いいたします。資料の説明。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

今回の条例改正につきましては、提案理由のほうにも上げさせていただいておりますが、学校開業日の利用申し込みのほうが定員120名を上回ったために、待機児童を出さないということで、学校開業日の対応ということで条例を上げさせていただいております。

それに伴いまして、今回の規則の中で定員を2条の中で定めておりましたので、その分も120名の定員を140名ということで変えさせていただいております。この20名の増につきましては、今、予定をさせていただいております福祉交流館の場所について、その面積等も勘案しての20名が限度ということで、20名のプラスということで対応をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

実際のところ、町政報告の中では放課後児童クラブの申し込みは158名ということですが、具体的に始業期間というか、夏休みとか、長期のですね、そういった時期の数値をいただきたいんですけども、それから、この20名の増員でいいというのは、実際、今どういった人員割になるのかですね、それから、指導員の数はどうするのか、それから、ひまわ

り教室の呼び名で、この3つの教室を呼び分けていくのかですね。福祉交流館のほうはどういうふうに、ひまわり教室だけでは場所の特定とか、そういうふうな説明のとき、ひまわり教室で3つの教室になりますよね。場所が2つになりますよね。それも全部ひまわり教室というだけで通していくのか、別の呼び方をつけるのか、その辺のところはどうなのでしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

町政報告の中でも、ひまわり教室の申し込みが158名ということで町長のほうから報告がありましたけれども、具体的に申し上げますと、春休みですね、4月1日から学校が始まるまでの分を一応春休みという形にしておりますが、こちらのほうが144名、それから、1学期は、大体この中でありますように125名なり123名という形で来ております。夏休みが多くて154名、2学期になりますと125名、今の現段階の申し込みとしてですね。平均してその程度。それから、冬休みが138名。同じく3学期も125名。それと、学期末の休みになりますと147名ということで、現在のところ申し込みがあります。158名といたしますのは、それぞれのトータルの申し込みになりますので、夏休みだけ申し込む方、あるいは夏休みと学校開業日、両方、それから、学校が開業されているときだけの申し込みという形になりますので、申込者数としては、トータルの158名になるということで御理解をいただければというふうになっております。

それと、ひまわり教室を今も2クラスで運営をしております、Aクラス、Bクラスという形で運営をさせていただいておりますので、今度の部分につきましてはCクラスという形の分け方で、同じ小学校区にはひまわり教室という形で運営をしておりますので、ひまわり教室の中のABCクラスという形で運営をしていきたいというふうに考えております。

それと、今募集をしておるところでございます。新たにCクラスを運営するためには、最低でも4名以上の新たな指導員さんを確保しないと運営できませんので、今のところ、まだぎりぎりか、ちょっと最終確認をとっておりませんが、どうにか回るような形で新たなお願いをしに行ったりとか、指導員の確保はしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

その指導員の中に男性の方の申し込みはいらっしゃるのか。

それから、定数140名でございますけれども、実際今のお話ですと156名ですか、定員を超えた人数の申し込みがあるということなんですけれども、これはその140名とした数を出すのは、実数として140名を超える申し込みがあるけれども、実際に使うのは140名以下だろうということで想定されて140名にされたのか、その辺ですね。

それから、これ以上ふえた場合、今度はどこを放課後児童クラブの施設として考えられるところがあるのか。年々伸びてきていると思うんですけれども、その辺の計画はどのようなふうを考えてあるのか、その辺をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

まず1点、男性の指導員さんは今現在2名、平成25年度はひまわり教室のほうに1名と、それからコスモス教室に1名、実際に働いていただいておりますが、今いらっしゃるひまわり教室の方はちょっと次回は辞退をしないと、別の分で委嘱をされてありますので、ひまわり教室分の1名の男性の指導員さんの分はちょっと現在のところ不明でございます。

それと、140名の運用につきましては、基本的に学校開業日のカバーを考えておまして、昨年、規則の改正の中で、夏季休業中の特例という形で昨年夏休みを基山小学校のランチルームのほうで対応させていただいていましたので、夏季休業中等の長期休業中の対応はまた別途考えていきたい、考えていかないといけないというふう考えております。

それと、140名を上回るような場合とかの場所の考えがあるのかということでございますが、今現在、Cクラスは福祉交流館の奥の会議室の1室をお借りして運営をする予定でございますが、福祉部局あるいは社協さんと協議をさせていただいて、大会議室も長期休業中とか一時的な借用として借用の検討もしているところでございます。

それと、今後の長期的な部分として、学校開業時も大幅に上回った場合の考え方ということですが、これにつきましては、今現在はガイドラインの中でこの放課後児童クラブのほうの運営をさせていただいておりますが、今後は子ども・子育て支援法の制定に伴いまして、放課後児童クラブにつきましても、法律で定員、あるいは面積、指導員の配置等のものが規

定をされるように予定されておりますので、その中でいきますと、施設の整備自体も考えないといけないような形になっておりますので、その中に総合的にその分に対応できるような施設を考えていかないといけないというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

ありがとうございます。これは少し検討していただいた内容なんですけれども、指導員の方は大変だと思うんですけれども、何人かの方から、体力的に指導員は無理だけれども、子供たちの学習とか、そういった形でお手伝い、ボランティアとして私たちも動きたいんだというお声があるんですね。そういったことは可能なのかどうか、いろいろ検討していただけるかどうか、その点をお答えいただきたいんですけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

基本的に指導員のほうは職務として賃金を払いながら、子供たちの生活とそれから安全を守る形で仕事をしていただいております。その中でイベント等もやっているところでございますので、もしそういった方がいらっしゃって、そういったお手伝いというか、部分的なお手伝いということであれば、今後、指導員の方々と協議をしながら対応できるような形で研究していきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

私もちょっと所管ですので、まず町長にお尋ねいたします。

私、この放課後児童クラブの受け入れ学年の拡大のときに反対討論をさせていただきました。恐らくこういう状況になる可能性が非常に高かったというのがありますけれども、町長肝いりで進められた事業です。それに当たって、まず町長の感想をお尋ねしたいのが1つと、指導員の方々ですね。4名不足する可能性がある。ただ、指導員の数がそろえばそれでいいというわけではありません。指導員の方たちは本当に大変な職務を全うされております。恐らく相当の研修、また実際にベテランの指導員の皆さんが新しく入られてきた方への指導、

こういった業務も重なると思っています。そういった中で、町長みずから指導員の皆さんと、今回のこの件に当たって話し合いをされたのか、話し合いというか、御意見をお聞きになったのかどうか、この2点をまず町長にお尋ねいたします。

それと、この附則の部分で「4月1日から施行する」とあります。厚生産業常任委員会で所管事務調査として福祉交流館を見に行った際に、若干おくれて4月15日から、また5月1日ぐらいからの供用開始になるのではないかというふうな話をいただいています。それにもかかわらず、4月1日からの施行で本当に間に合うのかどうか、ここをお尋ねいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

以前は4年生までだったのを、5年生、6年生もというようなことを私も提案させていただいたということがございます。やはりそれが先なのか、あるいは設備のほうが先なのか、その辺のところはどちらが先かということになるかと思えますけれども、やはり私の思いとしては、せめて6年生まではやっぱり受け入れるべきだというような、そういう前提というか、そういう考えで、まず受け入れを決めた。そして、それについては、今はちょっと苦労しているところがございますけれども、その態勢はやっぱりこっちで何とか考えていかなきゃいかんと、進めていかなきゃいかんというふうには私は思っております。

それから、指導員さんとの今回のことについての意見交換みたいなことは、私は直接はやっておりません。

ただ、やっぱりあのあたりを通るときには、もうこのところちょっと途切れておりますけれども、気になりますもんですから、あそこに立ち寄って、指導員さんとどうですかというような、そういう話程度はしたことがございますけれども、本当に事情を聞いて、どうこうということはいたしておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

福祉交流館の工事につきましては、現在も進行しているところでございますけれども、あくまでも改修作業につきましては、当然本年度事業でございますので、館の施設そのものは年度内に完成をさせなければならないと考えております。

それで、前回の委員会の折に現地を見ていただいたときに若干お話をさせていただいた部分と申しますのは、一般の方ですね、広く町民の方に御利用をしていただく部分についてが、完成がどうしても年度内ぎりぎりの完成になるものでございますから、新しく館の運営を始めるに当たっては、その受け付け業務であったり、それから鍵の貸し借りの方法であったり、そういった部分の委託業者への指導等に若干時間を要する関係で、一般の方に貸し出しをしていく部分が4月1日からではなく、若干おくれるのではないかというお話をさせていただいたところでございます。でございますので、放課後児童クラブについては、4月1日から利用は可能になるものと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

じゃ、あと1点だけお尋ねします。

これはどういう学年を、また男女の比率をCクラスに移すかというのは、今、指導員の方と協議をしてあるというふうにお聞きしておりますけれども、ということは、まだ決定はしていないということでしょうか。

それと、このCクラスというのはやはり距離的に離れた場所であります。この際、保護者の方への説明はどの時点で、こういった形で行われるのか、ここをお尋ねします。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

今、クラス編制につきましては、やはり指導員さん方がもう現場でお詳しいので、今、一応行政側の案を含めて持っていきながら、指導員さんと最終協議をさせていただいているところでございます。基本的に申し上げますと、今、議員おっしゃいますように、場所的にちよっと離れておりますので、高学年を中心にCクラスのほうにはクラス編制をしたいというふうに考えております。

それと、保護者の方への説明につきましては、毎回、保護者説明会というのを3月に、ひまわり教室、コスモス教室、両方開催をしておりますので、その中で事情を説明させていただいて、説明をしていきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

指導員さんのことに関連して、条件の問題について、私、2年ほど前ですか、3年ほど前かな、指導員さんの条件改善について言及したことがあります。現在、たしか時給865円原則で、主任指導員の方が890円と、たしかそういうことだったですね。主任を設けたときに25円だけ責任者の手当がついておると。3年前にも申しあげましたように、大方2時ぐらいいから夕方、要は勤務が通常の朝から夕方までという臨時の人の基本的な勤務形態と根本的に違う勤務形態を持っておるわけですよ。6時ないし7時までと。だから、どこの臨時、あるいはパート、アルバイトでも、夕方5時までと、6時、7時、8時は、日給は違うわけですね、時給は全部。民間の常識ではそれが当たり前で、スーパーの張り紙でも時給は全然違うでしょう。そのことをどうしても入れられないのかどうかですね。私は、この仕事になかなか人が集まりにくいのは、非常に短時間勤務で、しかも夜間にかかる。この人たちは時間が非常に特殊勤務なんです。そのこと条件改善なり、この条件、例えば、5時半から6時、7時までの勤務については割り増しするとかですね、何かそういう方法は絶対考えられないんですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

基本的には、指導員さんのほうは、以前も申しあげたのかもしれませんが、資格要件というのを問うておりませんので、どなたでも指導員として勤務いただけるという状況の中では、通常の臨時雇い賃金を使わせていただいております。その点については、ほかの、確かに、今、議員おっしゃいますように勤務時間等の通常の一般事務の方との時間の差というのは当然ありますが、そういった要件もありますので、その点はちょっと町全体の臨時雇い賃金との整合性も当然考えながらの検討になるかと思っておりますので、ちょっとその点は、今後、研究させていただきたいというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

同じ臨時でも、例えば、臨時の保育士さん、この方たちは通常8時ぐらいいから、9時ぐら

いから勤務して夕方、残業になる場合は割り増しは当然つきますよね。臨時の方でもつくんじゃないですか。それはどうですか。たしか時給1,000円ぐらいに残業のときはなるんじゃないかな。違いますか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

保育所については6時、7時まで勤務をされている臨時職員の方もいらっしゃると思いますが、時間も分けて、時間外というのは発生しないような勤務形態にもなっております。ですから、保育士の日額、月額については、もうその決められた金額で支払いをしているということです。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

それは間違いないですね。それは後で確認してください。

ただ、町長に私、何度もこの話するんですけど、もともと2時ぐらいから7時ぐらいまでの勤務形態なんですよ。しかも8時間とか長時間じゃないから、この指導員の方の月収というのは月々五、六万しかならんでしょう。ローテーションでぐるぐる回して。だから非常に集まりにくい。しかも2時から7時までといたら、まず1日拘束されるね。行動が拘束される。この人たちは非常に特殊な勤務なんですよ。そのことの、何か例えば、夕方の分で謝金を払うとかね。何かの方法で勤務改善をしないと、いつまでたっても、内心は皆さん一生懸命やっついてあれしておりますけど、指導員の方は条件に対する不満はたくさん持っていますよ。特に夜間、6時、7時にかかる、主婦の人が多と思うので、主婦とか一番大事な時期、外したくない時期に勤務せにゃいかんでしょう。ぜひ従来の枠組みにとらわれずに、これからもう百何人も、合計で200人近くがこの人たちの世話になつとるんですから、学校教育、あるいは保育教育の次のウエートになってきておるわけでしょう。ぜひいろんな観点から検討いただきますようよろしくお願いします。

保育士の件は、ちょっと後で確認します。

○議長（鳥飼勝美君）

ないようでございますので、第3号議案に対する質疑を終結します。

日程第4 第4号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4. 第4号議案 三神地区環境事務組合理約の変更に係る協議についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。河野議員。

○5番（河野保久君）

済みません、事務組合のこと、ちょっと不勉強なものでちょっと教えていただきたいという意味を含めて質問です。

今回の改正は、要は今まで互選だったものを、職員さんを充て職にするというふうなことが趣旨だと思うんですけども、今まで互選であったことで何か遺漏があったというか、問題があったのかどうか。

それで、議長とそれから執行機関、それぞれの充て職を決めていますけど、これをこういうふうにした理由と、その2点をお教えいただけますか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今、三神地区の環境事務組合につきましては6市町、その中で当然議会につきましては、各首長なり、各議長とか副議長であれば副市長、副町長で、そういうことでかなりの人数が必要になってきますし、日程調整が今、本課にも来ていますが、約2カ月ぐらい前から調整とか来ております。そういうことで、今回、1回1回議会が集まるんじゃなくて、充て職で、通常充て職といいますか、充てるということではできないかというふうな提案でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

これこそ私は、今、議会は改革を行って、町民にきちっと知らせるべきなんだというふうな形でしているわけですが、この発想、これは全く逆行しているんですね。なぜか。一部事務組合とか広域連携、広域連合を含めて、わかりづらいんですね。一般の町民の方はほとんどわからないと思うんですね。まして、これに参加している議員の方といいたいまいしょうか、基山町からは、各市町から2名ずつの結局12名ですね。基山町からも2名ですけども、

この2名も関係市町の議会の議長とか、関係市町の長と、もう規定されているんですね。小森町長と鳥飼議長、この2人が基山町からは参加していますよと。そして、もしそのうち、例えば、組合長とか副組合長になれば、新たに違う人を出してくださいという形ですよ。今までは、それぞれ互選でしていたという形ですよ。それを、今回はもう充て職みたいにしたいと。そうすると、例えば、こういうふうな扱いをしている一部事務組合、私は、例えば、筑紫野・小郡・基山施設清掃組合に入っていますから、施設清掃組合の規約を私は前からちょっと見ていましたけれども、やっぱり互選によるとか、こういうことでしているんですね。これで別に何も問題ないんですね。なぜあえて今回こういうふうにしなければならないかと。確かにそれはどこでも、市町でも、選挙もありますし、変わるんですよ。町長、市長も変わりますし、議長も変わります。これは、この三神地区の環境事務組合だけじゃないんですね。ほかでもやっぱりそういう問題は発生します。しかし、それでもやっぱりきちんと互選で選ぶんだと、充て職はだめなんだというふうに私は思うんですけれどもね。なぜこういうふうな発想がまず出てきたのかというのがはっきりわからないと。これはもう既に決まったことですか。決まって、各市町の承認を求めなければならないという形なんですか。そうすると、これを決める議会の中で、これはおかしいんじゃないかという意見は出ませんでしたか。これは町長か議長が参加していますから、あれかもしれませんけれども、町長、この辺、意見出ませんでしたか。これについて説明をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

特段意見はございませんでした。もう大体内定といいますか、もうそういう決定になっておるといことです。ここ三神もそうですし、さっき言われました宝満もそうでございます。それから、鳥栖の広域も互選というあらわし方をしておりますけれども、結局慣行といいますか、そういうことで今までやってきたということだと思います。それが本当にいいのかどうか、互選というか、もう完全なフリーの互選というような形が本当にいいのかどうかというのはちょっといろいろございましょうけれども、やはりそこには適正とか適任者とかというような、そういう考え方も必要かと思っておりますけれども、大体互選といいながらも慣例でやってきたということかと思っております。

それもなぜかという、それから、こういうはっきりしたあらわし方を今度したというの

は、やっぱり市町で偏らないようにというふうな、そういう思いがあって、そして、この際、それを慣行ということじゃなくてはっきりうたおうということで、こういうことになったというふうに私思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

先ほどの充て職ということでございますけど、この件に関しましては、規約の変更に当たり佐賀県のほうに確認されまして、議長、副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第287条第1項第5号により、また、監査委員の選任につきましては、同法同条同項第6号の規定によりまして、それぞれ充て職にすることには、選任することは問題ないという県のほうからの報告も上がっております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

法律的に問題がないと言っているのを私は言っているわけじゃないんですね。確かに法律的には問題がないと言われればそうかもしれませんけれどもね。あえてなぜするのかという部分なんですね。先ほど町長、それは筑紫野・小郡・基山施設清掃組合もそうですけれども、互選といいながら、それはやっぱりこの2市1町の中で、場所も筑紫野にあるというのがありますから、筑紫野市の市長がというのはありますよ。今回の場合もそうですよね。組合長は神埼市長をもって充てると、佐賀市長じゃないんですね。なぜかといえば神崎市にあるから。しかし、それはお互いにもうわかっているんですね、こういうふうな形で。そして、やっぱり副組合長は、三養基郡の町村会会長をもってとかですね。これは、今まででもそういう慣例でしていますからいいんですけれどもね。それをあえてこういう規約の改正まですること自体に私は問題があるんじゃないのかというふうに思うんですね。

例えば、監査委員なんかにしてもそうですけれどもね。必ずしも、例えば監査委員ですね。最も長い者とかいろいろ書いてありますね、組合長が選任とか。しかし、私は、場合によっては、やっぱりたけている人が当たるというのが一番いいし、この関係からすると、中には辞退したいという人もいるかもしれませんね。確かにこの一部事務組合というのは、予算規

模も大きくなりますし、いろんな面を含めて。そして、各市町の業務とまた違う部分の内容もありますから、当然出てくるのは当たり前なんですね。そうすると、あえてこういうふうの規定すること自体が、私はもう今の時代の流れに逆行しているのじゃないのかと、逆に思うんですね。どうしてこういうふうになるのかなと、発想がというふう思うんですけども、私はこういうふうな発想になること自体が、やっぱりさっきちょっと言いましたけれども、この構成ですね。各組合の議会の組織、各市町から2名ずつとかですね。こういう発想に、私は逆に問題があるんじゃないのかというふう思うんですね。管理者と議長と一緒に構成すると。管理者というか、町長とですね。

だから、例えば、施設清掃組合、筑紫野・小郡・基山施設清掃組合は、各議会から筑紫野市が4名、小郡市が3名、基山町から3名、議会から議員は出ているんですね。そして、管理者、町長は結局管理者の立場ですよ。

しかし、これは三神地区はそうじゃないですね。そうすると、なぜ私はこういうふうな発想になるのかなという気がしますが、基山町が関係するこの一部事務組合の関係で、こういうふうな三神地区みたいな環境事務組合のこの規約みたいなところをつくっている一部事務組合はほかにありますか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

ちょっとここでどうこうというのは答えられませんけど、調査してみないとわかりません。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

こういった一部事務組合は本当にわかりづらいですよ。なかなか広報とかも年1回の会報とかでちょっとした予算と決算が出てくるだけなんですよ。実際、私も重松議員が言われたように、筑紫野の一部事務組合に入ってから感想があるんですけども、やっぱりわかりづらいし、議会が活発に動いているかという、そういう印象は持っていないんですよ。ましてや今回のような形になっているならば、これから変えていただいて、町長と議長にお二人働いて、一生懸命意見いただいて、わかりやすい一部事務組合の運営状況になっていただかないといけないと思うんですけども、せめてこういった内容とかを、ホームペ

ージがあるでしょうから、そこで全部公開して、議事録から何でも公開して、やっぱりそういうふうに見られているという意識があれば、少しでもこういった時代に逆行するようなお手盛りで事務局が簡単に仕事が楽になると、調整も必要になるというような、本当にわかりづらいところにどんどん入っていくような状況が生まれてきているんだと思うんですけども、逆に基山町だけでも少し、逆らってみるといのはおかしいでしょうけれども、正当な意見を言って、要求を言って、何とか基山町以外は進んでいるとは思いませんけれども、町民のとか、利用者の負担にえられるような、そういった事務組合の運営をしていっていると、自信持ってですね。今、筑紫野のほうでも相当節約して、こちらがいろいろ質問することとはどうかわかりませんが、経費を下げているとか、効率化を図っているとかいうものが徐々に見えてきていますので、やはりそういうことを目指して、税負担の均等に図られるような、公平性が保たれるような、そういった運営に少しでも動いていただければと思うんですけども、議長に聞くわけにはいきませんので、町長にかわりにお答えいただきたいと思っておりますけれども、発言のあるならどうぞ議長、いただければ（発言する者あり）だめだそうなので、町長お願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かにこの三神地区の環境事務組合、ここはちょっとほかとは違ってといいますか、首長と議長というようなことでもう以前から決められておると。ほかのところは首長が管理者、副管理者になって、そして、議員さん方というような、そういうところがございます。どうして三神だけこうなのかというようなことはちょっと私もわかりませんが、しかし、これが特段そう弊害があるということでもない。むしろ、そして、この決めたということ、はっきり明文化したということ、これはもうごたごたいろいろがないように、それからまた、公平に考えてというような、そういうところかというふうには私は思っております。その辺のところは、また本当にもっとオープンにするべきだとか、フリーにするべきだとか、これはやっぱり1つの改革だろうかと思いますので、そういう目でも私も見ていきたいというふうには思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第4号議案に対する質疑を終結します。

午後1時まで休憩いたします。

～午前11時49分 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開いたします。

日程第5 第5号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第5. 第5号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第5号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の9ページをお開きください。

質疑ございませんか、9ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、10ページ、11ページ、12ページ、歳入歳出予算補正総括表です。ございますか。松石議員。

○12番（松石信男君）

今補正予算の見方といいますか、ちょっと確認させていただきたいと思いますが、今回の補正のこの見方として、町債、いわゆる借金で9,680万円しますが、そのほとんどを貯金に回したと、基金に回したという見方ができるのではないかと思います。どうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

起債につきましては、それぞれの事業で、事業費によりまして増減いたしておりますし、今回ですと、消防自動車の購入ということでお願いをしております。歳出で実績及び実績見込みによりまして減額の見込みもありますので、結果的にはそれで財源調整をして基金の繰り入れを減額するという調整をさせていただいておりますけれども、あくまで結果的にそうなったということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

確かに結果的にそうなったということでしょうけれども、今回、例えば消防自動車に関する町債がなければこういう形にはならなかったのかなというふうにはちょっと私なりに感じるというところがございます。私なりにそういうふうな結果も含めてそういうふうな補正になっているのではないかという見方をしているところです。いろんな見方があると思いますので、それに対する答弁は要りませんけれども、そういうふうにおっしゃるところです。

○議長（鳥飼勝美君）

次に行きます。

13ページ、第2表継続費補正。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ここでお尋ねいたします。

実はこの案件は、先ほど議事録を持ってきました平成25年第3回定例会において、随分とさまざまな議論がなされた案件であります。その際に、最終的な答弁をいただかないまま暫時休憩に入りながら再開をしております。それで、本会議としてきちんと答弁をいただけないということでお尋ねいたします。

今回、補正前が4,896万5,000円、補正後が4,848万5,000円と。4,800万円から成る設計料です。基本構想によります建築費の、このままで行きますと10%を超える設計費に当たるわけですね。私もさまざまな設計料に関しては調べてみましたけれども、10%を超える設計料というのはなかなか目にすることはございません。その中で、第3回定例会のときには、今までは大体構築物の5%とかという決め方から、今回は国交省の様式に合わせていって、最終的な見積もりがこうなったというところでこの審議を終結しているわけですね。その辺をもう一度確認させてください。この4,848万5,000円の積算の理由をお尋ねいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

確かに国交省の基準に沿って計算いたしておりますけれども、設計の内訳といたしまして、設計支援料、それから、ボーリング調査費とか入っておりますので、その分が実施設計、基本設計だけでなく、プラスアルファの分が含まれているというふうにおっしゃっております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

じゃ、純粋な基本設計と実施設計の数字を教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

ちょっと資料を持ってきておりませんので、後日御提示したいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

後日でいいと。（発言する者あり）

それじゃ、暫時休憩します。資料をお願いします。

～午後1時8分 休憩～

～午後1時13分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開いたします。原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

どうもお待たせいたしました。済みませんでした。

基本設計につきましては、1,633万2,000円が9月議会での補正予算の額でございます。それから、実施設計につきましては2,522万2,000円でございます。

今回契約をした金額でございますけれども、基本設計につきましては1,623万4,134円でございます。実施設計につきましては2,517万5,448円でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

合計すると4,130万円ぐらいですよ。当然、公募型プロポーザルを行うと高どまりするというのは重々承知しておりますが、非常に高額な金額であります。しかしながら、私たちがこれを見せられると、やっぱり住民の方に説明しなきゃいけないんですよ。4,100万円というやっぱり高額になった理由とか、その辺をやはり議会の中できちんと説明をしていただきたいというふうに要望をいたしますが、そういう判断でよろしいでしょうか。それとも、これだけ高額になった理由というのが、課長のほうで何かありましたら教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

プロポーザルで行いました設計業者とともにワークショップを開催いたしました。丁寧なワークショップを心がけたつもりでございますし、それなりに設計業者も誠意を持って行っているというふうに感じます。こういうプロポーザル方式が非常に高どまりするというふうに御指摘ですけれども、最大限、図書館設計がうまくいくことを私たちも努力してまいりたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。品川議員。

○10番（品川義則君）

今の答弁ですけれども、高どまりしたらしょうがないという話じゃなくて、こうやってなっていてだんだん批判が出てきてから声が上がっていることをやっぱりもう少し受けとめていただかないとですよ。効果的に効果があって何回か経験してこういう方式もあるよと、ワークショップもしたと、であれば、自前でやって、その辺の前段は済んで、従前の方式に持って行って値段を下げていくとか、そういう効果的な部分をもう少し探さないと、やっぱり内容も重要ですが、費用も相当な費用がかかってくるというならば、そこのほうも少し問題意識を持っていただかないと、今の答弁だとずっとこのままでいってしまうと、これしかないような感じで受け取っていますけれども、実際は違いますよね。もっといろんな方法があると思いますし、選定の仕方もやり方によっていろんな方法ができると思うんですよ。その辺の研究ももう少しお願いをしたいと思うんですけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

今回のプロポーザルにおきましては、立体模型を提示していただいたり、カラーの大きな図面を用意していただいたり、一般の方にもわかりやすいような提案をしていただいております。その辺でいろんな工夫をしていただいておりますので、議員の趣旨は受けとめまして、今後ともよりよい図書館設計に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

次に行きます。

14ページ、第3表繰越明許費。河野議員。

○5番（河野保久君）

済みません、私が聞き漏らしたのかどうかちょっとわからないんですが、8目、土木費の道路橋梁費3,486万円、これはたしか25年の第3回の定例会で可決された予算だと思うんですけど、これが繰越明許になった理由はちょっと定かでないので、その辺を教えてくださいませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

開田・小林線道路改良事業につきましては、9月で設計業務、それと工事費というようなことで補正をお願いいたしました。その中で、設計業務をする中で、地権者の方と詳細な打ち合わせ、これを土地を提供していただくというふうなことでございましたので、やはり詳細な打ち合わせに相当な時間がかかったということと、補正の段階で委員会のほうでもやはり最少の経費でやるべきではないかというようなことの御意見もございましたので、その点をよく踏まえまして、最少の経費でより効果のわかるような道路設計をいたしましたというところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

別に他意はないので、たしか道路をつくる目的が、緊急避難であそこは狭いから住民の要望も強くてというのが理由だったと思うので、なるべくその辺を、慎重にやられるのもあるんですけども、やはりある程度の緊急性を持ってやらないと、いざというときになったら遅いと思いますので、これからも善処をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

今と全く同じ理由なんですけれども、河野議員と同じ質問なんですけど、今、開田・小林線は言われましたけど、消防費を除くあと3つの事業を今年度中できなかつた、その理由に

ついて一つ一つ述べてください。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

3款2項の安心こども基金事業のたんぼぼ保育園増改築事業ですが、こちらはそもそも補正を上げさせていただいた時点でも、終了時点はもう26年と、国の補助としては可能であるということもございましたので、現実的にはもうちょっとあの期間では当然改築は無理でございましたので、ここで繰越明許として上げさせていただいております。

それと、同じく安心こども基金の中の子ども・子育て支援制度に伴うシステム構築事業につきましても、平成27年度から新たな制度が始まりますが、その前の前段の準備として、実際の受付業務とか申請業務とか、そういった部分が本年の9月以降に開始をしますので、まだ国のほうから詳細のシステムの制度の内容自体も提示があってございませんので、ちょっとこちらのほうも構築に時間を要するということで繰り越しをお願いさせていただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

9款1項の急傾斜地崩壊防止事業（小松地区）につきましては、この場所は大興善寺の階段の横の敷地内でございます、当初からは工期内ですね、今年度中には竣工の予定でございましたけれども、地権者の方と打ち合わせをする中において、観光地というふうなことで、もみじのころ時分は工事を外していただきたいというような要望がございました。それが第1点でございます、それと、この防災事業につきましては、国の政策によりましてかなりの予算がついておりますので、専門的な、例えば、アンカーを打ち込むとか、そこにコンクリートを注入するといった特殊な工法につきましては、その業者の方が見当たらなかったというようなことで、それが最大の原因でございます。受注業者は地元の業者でございますけれども、特殊な工法に関しましては、やはり専門の業者というようなことになりますので、そのあたりで工期の延長といえますか、それを生じたというところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に行きます。

15ページ、第4表債務負担行為補正。松石議員。

○12番（松石信男君）

今、債務負担行為ということで、消費税分3%上乗せということですが、公共料金で消費税を3%上乗せする事業は何がありますか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

使用料のことでしょうか。（発言する者あり）ほとんどの事業に3%がつきますけれども、継続して契約しているものの中には、従前の5%のまんまの部分もあります。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

次に行きます。

16ページ、第5表地方債補正。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、事項別明細をお願いいたします。事項別明細書3ページ、歳入、分担金及び負担金、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次に行きます。

4ページ、使用料及び手数料、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5ページ、国庫負担金、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6ページ、国庫補助金、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7 ページ、県負担金、1 目、2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

8 ページ、県補助金、1 目、2 目、3 目、4 目、5 目、6 目、9 目、ありませんか。松石議員。

○12番（松石信男君）

8 ページ、教育費県補助金については、ICT利活用ということで1,000万円来ているわけですが、これは、今回は基金に積み立てられているわけですね。来年度予算で、これは電子黒板ということで、それは、基金からおろして使うと、財源に充てるということになるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

この補助金につきましては、ICTの設備を整えるということで交付金を県のほうからいただいておりますけれども、これは整備全体に1,000万円来ているものですので、直ちに26年度に基金を崩してするとか27年度に基金を崩してするとかいう具体的なことはまだ決まっておられません。

○議長（鳥飼勝美君）

次に行きます。

9 ページ、県支出金、委託金、総務費委託金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

10ページ、財産運用収入、利子及び配当金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

11ページ、寄附金。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

3 目の総務費寄附金、ふるさと応援寄附金で110万円いただいております。合計で676万8,000円あるということですが、これからの使用予定、また、こういったものに使っていき

たいという方向性をお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今回お願いしております当初予算の中に、中学校のピアノの整備をお願いする予定でございます。その中に、ふるさと寄附金を使わせていただく予定でございます。それ以降につきましては、また後の検討ということにしております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

次に行きます。

12ページ、基金繰入金です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

13ページ、延滞金、加算金及び過料、加算金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

14ページ、受託事業収入、民生費受託事業収入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

15ページ、雑入。松石議員。

○12番（松石信男君）

新市町村振興宝くじ収益金交付金517万円ですが、これは結局、今回の歳出ではどの事業にも財源として充てられていないということになるんですかね。普通、私たちはこういうのは、各公民館のいろんなテントとか、いろんなそういう備品なんかに宝くじ関係は充てられてきたかなというふうになんかちょっと認識しているものですから、今回は歳出ではないのかなと思っていましたが、どうですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今回お願いしております宝くじ収益金交付金といいますのは、宝くじ全体の売り上げに対して市町に配分されるもので、これは一般財源となります。

議員おっしゃいますのは、コミュニティー助成事業補助金の関係で申請をして、その特定財源で宝くじの財団のほうから交付されるという交付金につきましては、特定財源として充当いたします。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

次に行きます。

16ページ、町債。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、歳出に行きます。

17ページ、議会費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

18ページ、総務管理費、19ページまでです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次に行きます。

20ページ、総務費、徴税費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

21ページ、戸籍住民基本台帳費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

22ページ、選挙費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

23ページ、統計調査費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

24ページ、監査委員費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

25ページ、社会福祉費、1目、2目、4目、5目、26ページまで。大山議員。

○8番（大山勝代君）

老人福祉費の13の委託料ですけれども、緊急通報システムについてお伺いします。

更正が出ているわけですけれども、今年度何件といいますか、何件ということで予算を立ててあったと思いますが、うちの近所ではやはりまだ緊急通報システムをしていないひとり暮らしの方が何人かいらっしゃいまして、どういう形で申し込みをしてつけられるようになるのかというのを、私が明確に答えられませんので、それを教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

まず、予算上の設置台数でございますけれども、新規につきましては3台、それから、もう必要がないという方もいらっしゃいますので、撤去が3台、それから、既に設置をしてある方の基本使用料、月額使用料の分の対象者が246台、それから、機器のリースが165台ということで積算を行っておるところでございます。

実際の利用申請につきましては、今、寿楽園のほうに設置をいたしております基山町の包括支援センターとか、あと民生委員さんなどに御相談いただいて、実際日中が、ひとり住まいとかではなくても一人になる時間帯が多くて、そういった緊急のシステムが必要であるというところの判断をしたところで申請をいただいて設置をさせていただいているところがございます。そういった御相談につきましては、包括だけではなく、当然、役場の健康福祉課のほうでも受け付けをさせていただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

はい、ありがとうございます。前回もここは質問したと思いますけれども、皆さんなかな

かそういうシステムがあるというのを知らないと言われる方もいらっしゃるんですよね。そのところを、情宣をよろしくお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に行きます。（「済みません」と呼ぶ者あり）河野議員。

○5番（河野保久君）

ちょっと確認ですが、総務福祉費でもいいんですよね。

○議長（鳥飼勝美君）

はい。

○5番（河野保久君）続

そのところの備品、マイナスの211万8,000円、これはたしか、今度の交流館の備品でということで補正を上げた分の更正ということになると思うんですが、その理由ですね。努力して減額になったのか、サービスの的にその予定していた備品は全部購入するけれども、努力した上でマイナス211万8,000円になったのか、それとも、何か予定が変わって減らしたのになったのか。その辺の内訳というか、そういうものがわかれば教えていただけますか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

基本的には、9月にお願いいたしておりました備品については全て購入をさせていただいたところがございます。大きくは、その入札減に伴いますところの更正をお願いしているところがございます。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

今の件ですけれども、入札状況ですね。多分1社が持ち越されたと思うんですけれども、その状況、どういうことでその1社だけなのか。申し込みですね、入札のときの。1社しか入札状況の中では上がっていなかったと思うんですけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

済みません、ちょっと手元にありませんので、時間をいただいてよろしいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

休憩する。（「はい、済みません」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

～午後 1 時35分 休憩～

～午後 1 時38分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

大変失礼いたしました。この基山町福祉交流館の備品購入に関しましては、電化製品と家具類に分けて、公募型の入札で行ったところがございます。家具類についても、電化製品についても、結局、公募型でやりましたが、応札者としては1社という形になっております。

家具類につきましては、消費税の影響ですとか、あと震災の影響で、どうしてもこの時期に搬入することができないというようなことで辞退をされたというふうに聞いております。

それから、電化製品につきましては、もう1社実は応募があつておりましたけれども、今回の電化製品の入札に関しましては、基山町内の業者に限定をさせていただいておりましたので、そのもう1社のほうが久留米市でございましたので、それに該当しないということで、結果的にそれぞれとも1社の応札で落札をしたということになっております。

○議長（鳥飼勝美君）

次に行きます。

27ページ、児童福祉費、1目、2目について御質疑お願いします。大山議員。

○8番（大山勝代君）

1目の19節、負担金補助及び交付金ですが、特別支援保育事業補助金、ほかの延長保育とか一時保育とかというのは大体わかりませんが、私の認識が足りなくて質問します。

特別支援保育ということでの、この予算がついていたということですがけれども、子供の人数に対してつくものでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

こちらの特別支援保育事業は、民間の保育所で障害をお持ちの方を保育する場合に、県の補助事業分と町単独の補助事業分と予算を上げさせていただいておりまして、それぞれ人数に応じた支出という形になります。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（鳥飼勝美君）

次に行きます。

28ページ、保健衛生費、1目、2目、3目、4目。河野議員。

○5番（河野保久君）

済みません、実績が出ているかどうかちょっとわからないんですが、2目、予防費の委託料の各種予防接種委託料、これはたしか当初予算で五千五、六百万円ついて、補正で400万円ぐらい何か風疹の関係がついて、全部で6,000万円ぐらいの委託料ということで認識しているんですが、それが1,000万円ほど更正、減額補正になっていますが、これの原因等、まだ実績が出ていないかもしれないんですが、わかる範囲で原因等わかれば教えていただけますか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

今回の補正につきましては、全ての実績が出ておるわけではございませんで、今回、補正の該当として減額をさせていただいた分につきましては、まずは子供のインフルエンザがございます。これが、当初3,432件を見込んでおりましたけれども、1,679件ということで、もう既に12月まででございますので、精算ができたということで、その分が251万8,500円の減額。

それから、子宮頸がんワクチンでございますけれども、こちらのほうが特定接種になりましたが、厚労省のほうから、途中で全員協議会のほうでも御説明をさせていただきましたが、勧奨をしないと。いろんな副反応が出ていろいろと問題になっているということで勧奨をしないとということになりましたので、その分が、当初366名で見込んでおりましたけれども、既に2回とか1回受けられた方で何名か受けてある方がいらっしゃいまして、あと今後の見込みを立てまして、決算見込みを70名といたしまして、この分が111万3,000円を決算額とい

たしております。先ほどの子供インフルエンザの分も251万8,500円を決算額と見込んだところでございます。

それから、最後に、6月に補正をさせていただきました佐賀県の事業の妊娠安心風しん事業でございますけれども、こちらのほうは、当初426人を見越しておりましたけれども、結果的に64名ということで見込みを立てております。これにつきましては、7月から開始をいたしましたけれども、7月以降については、ある程度風疹そのものが沈静化したということもありまして、なかなか接種者が伸びなかったということで、今回合わせて1,095万6,000円の補正をさせていただいたということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に行きます。

29ページ、清掃費です。2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、30ページ、農林水産業費、1項、農業費、1目、2目、3目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

31ページ、商工費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

32ページ、土木管理費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

33ページ、道路橋梁費、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

34ページ、都市計画費、1目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

35ページ、下水道費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

36ページ、住宅費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

37ページ、消防費。1目、2目、3目、5目。松石議員。

○12番（松石信男君）

これが今回の補正の目玉であります。

事前に資料等、全協とかいろいろいただいておりますが、幾つかちょっとお聞きしたいと思えます。

9台更新、買いかえするということで1億円ほどつけられ、そして、繰り越すという形でございますけれども、もらった資料の9ページですが、これを見てもみますと、20年を経過した自動車について更新するというふうな基準のようでございますけれども、経過していない部分もあるわけですね。一応これで、表で見ますと、3台ほどが経過していないということが見積もり額として約5,000万円ほどついています。それについて、もちろん、3年ないし4年の事業なのでという部分もあると思いますが、この辺について、今回、予算に計上してあるわけですが、どういうことなのか、まず1つ質問したいと。

それから、業者が4業者あるわけですがけれども、更新見積もり額は全部全て一緒なんですね。積載車に至っては1台当たり836万6,000円ということになっているわけですが、これはなぜなのか。この辺がちょっと私はわかりません。同じ金額、見積もり額になるのはなぜなのか。業者が違うのに同じ金額というのは、全く同じ自動車だと、ただ業者が違うということだけなのかというふうに思います。まず、その2点について。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

まず経過年数についてですけれども、今25年度では、20年経過していない分が3台ございますけれども、繰り越し事業となっておりますので、あとの2台についてはもう26年中には20年は経過すると。2部車についても27年ですので、もう19年経過するということになりますので、9台全てを今回は更新するということにいたしております。よその市町消防署につ

きましても、やはり15年から20年前後ぐらいで更新しておりますので、基山町においても、この事業を活用して今回は更新したいということでもあります。

それから、業者についてですけれども、これは、ここに資料をつけております業者につきましては購入業者ということになりますので、これは前回、入札によって購入をした業者というのがこの4社になります。今回の見積もり額については、5社から見積もりをいただいて、その最低価格ということで見積もり、この購入予定価格ということで予算計上いたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

これは前回のやつですね、前回の資料ですね。そうやろう、今回の資料としてはちょっとおかしいかなと思ったので、それは失礼いたしました。

ということであれば、その業者は1つに当然絞られる、1つか2つにという形に競争入札の中でなって、前回よりか上がるか下がるかわかりませんが、なると、なり得るということでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今後につきましては、繰り越し事業で26年度に購入することになりますので、5社なり6社の入札によって購入価格が決定いたしますので、まだ入札を行った時点で価格は決定すると思いますけれども、前回の取得価格を見ていただければわかるように、ポンプ車についても、実際の予算予定価格は1,800万円とか2,000万円ぐらいするのがこういうふうになっていますので、ここまで落ちるかどうかというのはちょっとわかりませんが、入札によって行っていきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

次に行きます。

38ページ、教育総務費、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

39ページ、小学校費、1目、2目、3目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

40ページ、中学校費、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

41ページ、社会教育費、1目、3目、4目、5目、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

42ページ、保健体育費、1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

43ページ、公債費、元金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

44ページ、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、第5号議案の質疑を終結します。

日程第6 第6号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第6．第6号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の17ページをお開きください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

18ページ、19ページ、第1表歳入歳出予算補正。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、事項別明細書をお開きください。

国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書3ページ、歳入、国庫負担金、1目、2目、3目、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4ページ、国庫補助金、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5ページ、県負担金、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6ページ、県補助金、財政調整交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7ページ、共同事業交付金、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

8ページ、他会計繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

9ページ、雑入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

10ページ、歳出、総務管理費、1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次が11ページ、療養諸費。河野議員。

○5番（河野保久君）

療養費の見込み減ということで3,100万円ほど減額になっているんですが、減額が悪いと

ということではなくて、療養費が少なく済んでいるというのは皆さん健康であるということだからよろしいことなんです、これはまだ全部ではないですよ。途中経過の上での見込みの減額ということで、心配するのは、医療費というのは、ある月突然にふえるということもある。そのときに、足りなくなっちゃわないかな、どの辺の見込みまで見込んでの減額をなさったのかなど、その減額の根拠をちょっと教えていただければと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

確かに言われますように、まだ支払いが残っている部分がございますので、確定ではございませんけれども、今回、3月の補正に当たらせていただくに際しましては、平成25年の3月から11月までの医療費分がもう既に出ておりまして、その分が8億5,254万4,168円となっております。それで、残り12月から12月、1月、2月の3カ月分を今年度の年度当初に3月分として1億657万1,000円という月がございましたので、最大限をとということを考慮いたしまして、1億1,000万円の3カ月分ということで一応確保いたしまして、今回3,113万2,000円の更正をさせていただいたということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

確認ですけれども、要は、今まで払った実績に残りの月が一番多い月というんですか、前年度かな、多い月を払ってもまだ余裕があるから減額したと、これだけ見ておけば大丈夫ということの判断でよろしいんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

私どもとしてはそういった考えのもとに補正をさせていただいているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

ちょっと所管ですけど、トータルのことと思うので、これで補正して、25年度の療養諸費

というか保険給付費は24年度と比較してどれぐらい上がるんですか、下がるんですか。要は23年度に医療費が急増して、24年度はちょっと一回落ちて、25年度はスタートがまたちょっと上がりかけてということ、今落ち着いておる形になっておるんですけど、この25年度は、例えば24年度比とか23年度比について、どのくらい上げ下げになるんですかね。そのことを、概算でいいですよ。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

今こちらのほうの補正予算につきましては、先ほども申しあげましたように、残り3カ月分については最大限ということで、不測の事態に備えたところで一応計上させていただいているところでございますけれども、現在、もう既に12月分までぐらいが確定いたしております、それを考慮いたしますと、平成24年度の1月、2月とほぼ同じような額で推移をしたとすれば、対前年比、平成24年度よりも4.5%から5%弱のところ伸びるところでおさまるのではないかとこのところは見込みを立てているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

そうすると、例えばざっとした見通しで、25年度は単年度の収支として、当初、スタート時はもっと厳しい見方をしておりましたけど、例えば単年度でも黒字になりますと、あるいは赤字になりますと、そのレベルというのはどんな感じになるんですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

年度当初から中盤にかけて、非常に高いところで推移をいたしておりましたので、大変私どもとしては危惧をいたしておったところでございますけれども、仮に先ほど申しあげました5%、5.5%までぐらいで推移をすれば、単年度としては500万円から600万円程度の、単年度収支としては黒字になるのではないかとこの方には思っております、今年度についてはですね。

ただ、今後、本年と同様な形で、5%程度で推移をしていくようになることになれば、平

成26年度については、単年度については約1,900万円程度ぐらい、単年度の赤字としては出てくる可能性があるというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

昨日の補足説明で担当課長から詳しくあったと思うんですけれども、内容が額の確定とか予想でとか言われるので、根拠があるような数字がないんですよね。今のような説明を補足説明いただくとか、去年はグラフで月ごとのをいただいていたんですけれども、ああいったものをいただいて、税率の改定とか、いろんなことの問題があると思うので、その基礎となるものを今我々もいろいろ仕入れていったんですよね、情報の中に。ですから、羅列ではなくて、一個一個こういった療養費という部分では一番大きい部分ですから、この辺のところをもう少し詳しく説明がわかるような数字的根拠をいただきたいなと思うんですけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

実は、毎回議会の折に、追加という形ではございますけれども、医療給付費のグラフで医療費の推移等をお示しさせていただいているところでございます。その分につきましては、大体月初めに前月分なりが上がってまいりますので、現在、上がってきていますのが12月分まで、残り2カ月という形になっておりますけれども、この分が今週中には1月分まで入れたところでグラフの作成ができるのではないかと考えておりますので、追加という形にはなると思いますが、その分の給付費のグラフと、先ほど若干申し上げました今後の医療費及び保険財政の今後についての資料を提出させていただければというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

その資料は事前にいただきたいと思います。今月までわからないなら見込みで結構ですから、そう大きな数字は変わらないと思うんですよね。

それともう1つ、資料の出し方なんですけれども、課長が説明されたときに、歳入のとき

に歳出まで絡めて話をされますよね。だから、歳出にこれだけかかるから歳入をこういうふう
に補助が来てとかなりますよね。ですから、この事項別明細ではなかなかその辺、見づら
くてわかりにくいんですよね。できればそういった資料も別立てで課長が説明されていると
おりの言葉の資料をいただくと、こういった話を根拠がよくわかると思うんですよね。で
すから、その辺のこの会計に関しては全く今と違うようなのをしていただかないと、町民
に我々は伝えなきゃいけないし、課長も町民に伝えなきゃいけないですよね。そのときに、
この状況ではなかなかわかりづらいので、その上で税率を上げますよという話になると、や
っぱり毎年、毎回のよう高過ぎるとか、基山はここは高いもんねとか、そういう認識でず
っといくのかという話になりますので、ぜひもう一回その辺のところは少し御検討いただい
て、わかりやすいものをいただくと、我々もいろんな形で議論できると思うので、よろし
くお願いしたいんですけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

その資料はできておらんと。定例会のときにいつもグラフ等あれば出してもらいよっと。
できておらんと。（「12月までのほうもうできている」と呼ぶ者あり）いやいや、12月までじ
ゃなく3月までの見込み等含めて。（発言する者あり）12月までのとがあるなら、その資料
ば。（「委員会に出しよっとでよかたい」と呼ぶ者あり）いや、委員会にも出しておらん。
いつもこの補正のときは出してくれよったろう、グラフとあれをずっと。ないと。（「いや、
あります」と呼ぶ者あり）それを何で出さんと。（「先ほども申し上げていたように、今週
ぐらい、一番直近の、もう残り一月分といったところ出せるというふうに思っておりました
ので、一番最新のデータのほうがいいのかなと思ひまして、そういった形で準備をしてお
ったところでございます」と呼ぶ者あり）品川議員。

○10番（品川義則君）

この後、予算委員会がありますので、そこまでには必ず出していただいて、来年度の予算
をしっかりと議論できるようにお願いをいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

はい、よろしく申し上げます。

次に行きます。

12ページ、高額療養費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

13ページ、共同事業拠出金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

14ページ、特定健康診査等事業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

15ページ、基金積立金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

16ページ、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

以上で第6号議案に対する質疑を終結します。

日程第7 第7号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第7. 第7号議案 平成25年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の20ページをお開きください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、21ページ、22ページ、第1表歳入歳出予算補正。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、事項別明細をお願いします。事項別明細3ページをお開きください。

後期高齢の歳入の受託収入、3ページございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4ページ、一般会計繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5 ページ、歳出、後期高齢者医療広域連合納付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6 ページ、保健事業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

以上で第7号議案に対する質疑を終結します。

日程第8 第8号議案

○議長（鳥飼勝美君）

続きまして、日程第8. 第8号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第5号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書23ページをお開きください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、24ページ、25ページ、第1表歳入歳出予算補正。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、26ページ、第2表地方債補正ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、事項別明細書の3ページをお開きください。

歳入、分担金ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4 ページ、負担金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5 ページ、使用料。品川議員。

○10番（品川義則君）

今度、基山町にやよいが丘温泉ができて、かけ流しの待望の温泉施設ができたので、その件についてお伺いしたいんですけど、ここしか聞くところはないと思うんですね。

あそこはかけ流しなので、下水ですね、汚水、ああいうのはどこに流れていくのか。基山町に流れてそれで行くのか、それとも、聞くところによると、鳥栖市のほうでということなんですけど、その辺のところはどのようにになっているのかお尋ねしたい。

それと、九電工とか、あのあたりの施設もどうなっているのか、その辺のところをお尋ねします。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

やよいが丘は基山町でございますので、基山町の公共下水道区域には入っております。しかしながら、そこは基山処理区ということでございまして、そこには、その区域が12.8ヘクタールございますけれども、そこには鳥栖のほうに負担金を払いまして、鳥栖で処理をしていただくと。鳥栖の公共下水道で処理をしていただくということで話が、鳥栖市と基山町で協定を結んでおるというところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

その負担金の金額と利用者の使用料ですね、それは鳥栖のほうに払うことになるんですか。大体この金額とかがわかれば、それを教えていただきたいんですけども。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

鳥栖市に払っております金額は、5年間で1億3,800万円を払っておると思います。それで、下水の使用料につきましては、鳥栖市の条例に基づいて温泉施設が鳥栖市のほうにその金額、条例に基づいた金額を支払っておるというように思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

ここからが今回の質問の中心なんですけれども、聞くところによると、鳥栖の市議会の方が鳥栖にかけ流しの汚水が流れてくると。その使用料を分捕ってやるという趣旨の発言をされたそうなんです。それで、その席に橋本市長も同席されていたというお話があるんですけれども、鳥栖市の市長が言っている合併でいろいろ言われていて、いろんなラブコールが来ているんですけれども、きれいなお話を、こんなメリットがありますよとか、鳥栖はこれだけいいですよとか言われていながら、基山町の施設であるということだけで、やよいが丘という名前を使ったということで、少しくレームを言ったりとか、分捕ってやるとか、ふんたくってやるとか、そういう趣旨の発言を聞かれているんですけれども、その辺のところを、町長は合併に対してなかなか発言をされていませんけど、印象的に町長はどういうふうな印象を持たれているのか。私は非常に憤慨しているんですよ。そういう発言をされたのは、この場でそういうことを言うのが正しいかどうかはわかりませんが、議論いただければと思うんですけれども、そういうこともあるということを知っておりますし、私も何かとありますので、できれば感想をいただきたいと思うんですけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

今、品川議員が言われましたその話は、私も、もちろん直接じゃございませんけれども、何かあったらしいなというようなことで漏れ聞いております。それはちょっといかがかなと。ちゃんとした、以前、開発のときのあの約束もあるし、基山処理区かな、何かその辺のところでは鳥栖のほうで処理してもらおうというような、そういうふうな約束もあったはずですよ。

以前、温泉がどうこうというときに、ちょっとその話で鳥栖といろいろ話をしたときに、鳥栖じゃ受け入れられんというような、何かそういうお話だったと思います。けども、そういう開発のときのお金も出しておるといような、そして、約束もそういうことだということで、向こうで受け入れてもらおうというようなことだったというふうに私は感じております。

それで、今さらそんな、分捕ってやるのどうのこうのって、それは、下水道料金をちゃんと払わなければ、それはいろいろありましようけれども、それを分捕るとかなんとかという

ような、流させんとかというような、そういう話じゃないと私は思っております。

それから、それと合併とはちょっとまた話が飛躍するのかなど。そういうことはやっぱりそういうことでお互い話し合っていかにゃいかんし、合併に関しても、私が思うところは、シンポジウムあたりでも言っておりますし、決して否定するものでも何でもないし、これからやっぱりお互い考えていかなきゃいかんというふうな認識は持っております。

○議長（鳥飼勝美君）

次に行きます。

6 ページ、手数料。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7 ページ、国庫補助金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

8 ページ、他会計繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

9 ページ、町債。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

10 ページ、歳出、総務管理費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

11 ページ、公共下水道事業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

12 ページ、汚水処理施設事業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

以上で第8号議案に対する質疑を終結します。

ここでお諮りします。日程第9. 第9号議案 平成26年度基山町一般会計予算、日程第10. 第10号議案 平成26年度基山町国民健康保険特別会計予算、日程第11. 第11号議案 平成26年度基山町後期高齢者医療特別会計予算、日程第12. 第12号議案 平成26年度基山町下水道特別会計予算について、予算特別委員会に付託することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、日程第9から日程第12までを予算特別委員会に付託することに決定いたします。

日程第13 報告第1号

○議長（鳥飼勝美君）

次に、日程第13. 報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告についてを議題とし、本報告に対する質疑を行います。後藤議員。

○7番（後藤信八君）

前にも質問したことがありますけれども、今回、わずか1,000円の補正のためにこれだけのことをせにゃいかんということで、この開発公社をこれからどう考えるかということについて、特にもう図書館が決まって、ここが管理しておるのはもとの図書館用地でしょう。これはもうこの仕事が不要ではないですかね。その辺のことについて、別立てにしておるがために役員も置いて、販売費とかわずかな金の動きを大きな資料をつくって、継続していく、続けていく意義があるものかどうか1点と、それから、図書館用地を1億2,300万円で計上いたしておりますけど、公有用地1億2,100万円ですか、これはいつ時点の評価ですか。今それだけの資産価値ですか、実際にどの時点の評価かということをお教えください。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

まず、継続の必要性ということでございますけれども、図書館用地の部分につきましては、実をいいますと、事業目的がなくなったということになります。

それから、従前、児童館用地という部分もありますので、まだその部分は残っているということになるかと思っております。この問題につきましては、近年、地方財政が厳しいと

いう中で多くの注目を集めてきまして、事業目的がなくなった土地が、いわゆる塩漬けになるということで、それが開発公社の運営に非常に支障を来すということで、実をいうと多くのところで整理にされているところでございます。もともと土地開発公社というのは、非常に土地が上がった時代に、そういう公共に使う土地を事前を取得しようということで、そういう目的のために土地開発公社というものは設立されて使われてきたところでございます。ところが、近年になりますと、そんなに土地の値段が上がらないという状況にもなってきておりますので、今後ともならないということには、土地の値段が急激に上がることはないだろうということはいえませんが、そういう可能性は少なくなってきたかと思っております。

それから、こういう公共施設の用地取得につきましては、土地開発公社ということで従前されてきましたけれども、近年は特別会計という手法もありますので、そういう手法も考えながら、今後の方向性を決定していきたいと思っております。

次に、図書館用地の価値ですけれども、昨日報告させていただきました資料の中で、図書館用地の公有地の価値を1億2,019万2,761円ということで、土地開発公社予定貸借対照表、26年3月31日現在で上げておりますけれども、これはいつ現在の価値といえますか、これはいわゆる簿価でありまして、いつ現在の価値、評価した価格ではございません。あくまでも帳簿上の価格ということになります。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

簿価ですね。ということは、実質今、大幅に下がっているんじゃないですか、どうなんですか。上がっておるということはある得ないと思うんですけどね。その土地が1億2,100万円もするようには思えませんけど、それはどうなんですか。資産価値としては下がっておるんじゃないですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

資産価値につきましては、近年、去年あたりよりもう少し前の、近隣の売買価格からする

と、実をいいますと、そんなに変わらないんじゃないかというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

貸借対照表をつくって、そののそういうあれをするわけじゃないので、そんなに変わらないんじゃないかというレベルですか。

それと、これは会計上は簿価のままずっといくんですかね。資産の減少が大きくなった場合は、収支の中に減価するとかいう、そういう方法とかはないんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

先ほど申しましたとおり、近隣の売買実例からすれば、それほど価格が変動しているというふうには考えておりません。

それから、価格が50%以上変動があった場合は一応見直すということにはなっておりますけれども、まだそういう状況でもございません。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

では、この開発公社、これからも存在するし、あの土地は、今、児童館と言われたけど、図書館もつくれないところを児童館というのはなかなか発想的にも難しいと思うんですけれども。課長おっしゃるように、近年そう変わらないというなら、早く民間に売っていただいて、一回こっちに買い戻してとか、町民の利益を損なわないように、いつなのか、もう少し具体的に現実的な話をしていただくと、あそこの資産価値がこの額とそう変わらないというのを、どうかなって思う方が相当いらっしゃるので、課長はそう思っていないでしょうけれども、一般的にはそういうのがなかなか通じにくいと思うので、やはりこれから先をどうやっていくかと。やっぱり現実的にやるのは計画性を立てていかないと、町民に負荷を与えるだけの存在となっていくんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

当該土地につきましては、先ほども申し上げましたとおりでございます。いわゆる事業目的のなくなった土地をいつまでも開発公社が持つておくと、開発公社の経営に非常に影響を与えるということで、この部分については、早急に何らかの処分をするのが適当というふうと考えております。

それから、民間への売却ということでございますけれども、これにつきましては、いわゆるこれは公有地の拡大に関する法律に基づいて取得した土地ですので、この中の規定におきまして、民間に売却ということは困難であります。基本的には公有地としての活用をするということになりますので、これにつきましては、町で買っていただいて、公有地として利用していただくのが一番じゃないかというふうと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

1億1,000万円の土地を公有地として使っていくというのが、今、自転車を置いているとか、産廃を置いているとかいう状況であるなら、町が持っていてそういう利用しか使えないという状況にあるならば、こちらで買い戻してからするにしても、今おっしゃるような金額で売れる予想があるからあるんでしょうから、早くその差額が出ないうちに検討されていくべきじゃないですか。だから、早急にいろんな動きをしていって、より負荷のかからないような形で残っていくように、土地じゃないですよ、お金が残っていくように、高い金で買い戻して、安い金で売っ払うなんて話を、今するとそうなるかもしれないから、だから、早目早目に調べるべきじゃないですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

今、担当課で考えていることは、先ほど申しましたとおり、これを放っておくと将来に禍根を残すものと考えておりますので、早急に処分のほうを考えたいと思っておりますので、皆さんの御理解を得られる状況になりましたら、それなりの提案をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

ないようでございますので、報告第1号に対する質疑を終結します。

日程第14 委員会付託

○議長（鳥飼勝美君）

日程第14. 委員会付託を議題とします。

ただいまより議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（鳥飼勝美君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、別紙議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、予算特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

本日の会議は以上をもって散会いたします。

～午後2時25分 散会～